

水 林 総 第 1 5 1 号
令和5年(2023年)4月21日

各(総合)振興局長 様

水産林務部長

令和5年度の水産林務部における公共工事の執行について

公共工事の入札・契約に当たっては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。)及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)の内容を踏まえ、公共工事の円滑な施工確保を図って行く必要があることから、「公共工事の円滑な施工確保について」(令和4年(2022年)12月5日付け総行第331号、国不入企第34号)のほか、次に掲げる事項に十分留意し、適切に対処されるようお願いします。

記

1 入札・契約の適切な実施

(1) 入札・契約に係る情報の公表

情報の公表については、適正化法の趣旨を踏まえ、「工事等に係る発注見通しに関する事項の公表について」(平成13年3月29日付け建情第2326号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)及び「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」(平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)に基づき公表すること。

(2) 指名競争入札参加者に係る指名基準の適用

業者の指名に当たっては、「原則等級業者の指名」を基本とし、「指名競争入札参加者指名基準の設定について」(昭和55年2月1日付け局総第36号出納局長通達)に基づき行うものとし、指名が特定の者に偏らないように、常に公正かつ公平を旨とすること。

また、建築工事及び電気工事等の専門工事業者の指名に当たっても同様に取り扱うこと。

(3) 共同企業体の取扱い

工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であり、共同企業体を活用する場合には、「建設工事共同企業体運用基準について」(平成13年3月22日付け建情第2289号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)、「建設工事共同企業体の活用方針について」(平成13年3月22日付け建情第2290号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)及び「水産林務部建設工事共同企業体の運用方針について」(平成13年3月22日付け水林総第3060号水産林務部長通達)に基づき行うこと。

(4) 入札参加者に対する見積期間の確保

競争入札に付そうとする場合の見積期間については、「建設工事等における入札事務の取扱いについて」(平成12年6月26日付け建情第540号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)に基づき適正な見積期間を確保すること。

(5) 工事費の積算等の適正な実施

工事費等の積算に当たっては、工事の施工条件等を十分に考慮して適切に実施すること。

また、予定価格については、その結果を尊重して適正に決定し、「予定価格の取扱いについて」（平成12年5月1日付け局総第96号出納局長通達）に基づき厳正な管理に努めるとともに、積算書等についても厳格に管理すること。

(6) 入札時における工事（委託）費内訳書の提出

入札時における内訳書の提出については、入札談合やダンピング受注の防止及び積算技術の向上を目的としていることから、「入札時における工事（委託）費内訳書の提出の取扱いについて」（平成27年3月19日付け建管第2597号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）に基づき適正に行うこと。

(7) 暴力団員等による不当介入に対する措置

道発注工事において受注者が暴力団員等による不当介入を受けた場合については、「道発注工事等における暴力団員等による不当介入に対する措置（平成19年8月31日付け建管第614号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）に基づき、発注者に対して、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び支出負担行為担当者等への報告を行うよう指導すること。

(8) 社会保険未加入建設業者の排除に係る措置

受注者に対する下請契約における社会保険未加入建設業者の確認等については、「下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続について」（平成28年2月26日付け建管第2566号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）に基づき、行うとともに、指名停止措置要件に該当する場合は、「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」（平成4年9月11日付け局総第461号出納局長通達）に基づき、水産林務部長に報告すること。

2 中小建設業者の受注機会の確保等

(1) 中小建設業者の受注機会の確保と早期発注の努力

工事の発注に当たっては、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」（平成15年11月25日付け北海道経済・雇用対策推進本部員会議決定）の趣旨を踏まえ、『中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針』及び『入札契約制度の適正化に係る取組方針』の策定に伴う契約事務の取扱いについて」（平成31年3月27日付け局財指第510号出納局長通達）及び「制限付一般競争入札における適切な地域要件の設定について」（平成23年2月8日付け局総第1262号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）に基づき、地元中小建設業者の受注機会を確保すること。

また、積算業務を効率的に行い、早期発注に努めること。

(2) 技術者の適正な配置

技術者の配置については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第315号国土交通省総合政策局建設業課長通達、令和4年12月23日付け国不建第457号最終改正）などにより受注者に対して適切に指導すること。

なお、「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年（2023年）2月24日付け建管第1504号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）に基づき、請負代金が200万円以上

の工事及び下請契約を締結する全ての工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出するよう指導すること。

(3) 技能士の積極的な活用

技能士の活用については、「道発注工事に係る技能士の活用について」（平成2年7月31日付け職能第837号商工労働観光部長、農政部長、土木部長、水産部長、林務部長通達）、「技能士活用状況報告書の提出について」（平成19年4月2日付け水林総第42号水産林務部長通達）及び「水産土木工事共通仕様書1-1-1-51」、「森林土木工事共通仕様書1-53」に基づき工事目的物の品質の向上を図るため、その一層の活用について受注者に対して指導すること。

(4) 季節労働者の積極的な雇用

冬期増嵩経費措置事業の執行に当たっては、季節労働者の雇用の確保が図られるよう受注者の対して周知すること。

3 建設業の健全な発展

(1) 労働者福祉の向上

労働者の福祉の向上を図るため、次により指導の徹底を図ること。

ア 雇用・労働条件等の改善及び各種法定保険（雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入するほか、任意の労災補償制度に加入するとともに、下請負人に対しては、元請負人の責任で各種法定保険等に加入するよう指導すること。

また、一人親方等に対しては、労働者災害補償保険への特別加入制度の周知に努めること。

イ 1週間の法定労働時間は、原則、週40時間労働制が適用されているため、変形労働時間制を活用するなどし、労働時間の短縮が図られるよう努めること。

ウ 時間外労働について、建設業は令和6年4月から、罰則付上限規制が適用され、原則、月45時間・年360時間を超えることができなくなり、臨時的な特別な事情がある場合であっても年720時間・単月100時間未満（休日労働含む）・複数月平均80時間以内（休日労働含む）が限度となることから、長時間労働の是正が図られるよう努めること。

エ 年10日以上有給休暇が付与される労働者（管理監督者・有期雇用労働者を含む）に対して、使用者には、時季を指定し5日間の休暇を取得させることが義務付けられたことから、季節労働者を雇用した場合も含めて、年次有給休暇の付与（前倒付与を含む。）について適切な執行が図られるよう努めること。

オ 建設業退職金共済制度については「建設業退職金共済証紙貼付実績書の提出について」（平成15年3月31日付け水林総第3365号）に基づき下記事項について受注者に対して指導すること。

(7) 掛金収納書を提出すること。

(イ) 建設業退職金共済証紙貼付実績書を提出すること。

(ロ) 建設業退職金共済証紙貼付内訳書を作成すること。

(ハ) 未加入の事業主の加入促進を行うこと。

(ニ) 証紙貼付の履行確認を行うこと。

(ホ) 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を掲示すること。

(2) 前払金等の適正な使用

中間前払金を含む前払金の用途については、受注者に対し、契約約款に規定する経費以外の支払いに充当しないよう強く指導すること。

(3) 建設業者への円滑な資金供給

建設工事前払金等については、「建設工事前払金等の早期支払について」（平成10年10月30日付け局総第566号出納局長通達）に基づき前払金は請求書受理後7日程度、工事完成払代金は請求書受理後14日程度で支払うこと。

また、「中間前金払」や「部分払」制度の周知を徹底し、積極的な活用を図るとともに、その代金についても早期支払に努めること。

(4) 工事請負代金に係る債権譲渡

工事請負代金に係る債権譲渡については、債権を流動化することにより、受注者の資金調達の円滑化が図られることから、「工事完成払代金に係る債権譲渡の取扱いについて」（平成18年3月1日付け建情第1383号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）又は「流動資産担保融資保証制度に係る債権譲渡の取扱いについて」（平成20年3月28日付け局総第2477号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）若しくは「工事請負代金債権を活用した融資制度の取扱いについて」（平成20年11月17日付け建情第869号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）に基づき適切に行うこと。

(5) 適正な下請契約の締結等

適正な下請契約の締結等については、次により指導の徹底を図ること。

ア 道内雇用の確保及び道内建設業者の技術力の保持・育成の観点から、道内の中小企業者を下請負人に選定すること。

イ 「建設工事事務取扱様式第15号様式その2（契約書）」により、原則、社会保険等未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）としないこと。

ウ 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、契約を締結すること。

エ 下請代金の設定にあたっては、書面による見積依頼のほか、建設業法施行令に規定する見積期間の設定、法定福利費など経費が明確に内訳明示された見積書の提出により協議を行うなど、適正な手順を経るほか、下請負人に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請すること。

また、受注者においては、契約約款において「建設工事事務取扱標準様式第24号様式（請負代金内訳書）」の提出を義務化しているが、下請契約においても、法定福利費を明示した請負代金内訳書を活用するなど、法定福利費を明示するよう指導すること。

オ 一括下請負は、適正化法の適用対象となる公共工事については建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第3項は適用されず、全面的に禁止されていること。

カ 共同企業体の下請契約については、共同企業体名で締結するとともに各構成員と下請負人との権利義務関係を明確にすること。

キ 下請負人に関する事項を記載した施工体制台帳の写しに、当該下請負契約の書面の写しを添付し提出するよう指導すること。

また、再下請負業者がいる場合は、再下請負通知書及び再下請負に関する契約の書面の写しを提出するよう指導すること。

ク 施工体系図を作成し、工事現場等に掲示すること。

ケ 資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約については、書面による契約締結及び合理的な代金の設定を行うこと。

コ 公共工事設計労務単価を参考として見積り等を行う場合については適正に取り扱うこと。

(6) 適正な下請代金の支払等

下請代金の支払等については、次により指導の徹底を図ること。

ア 下請負人における資材の購入、労働者の募集など工事の着手に必要な費用を前払金として支払うとともに相応する額を速やかに現金で前払いすること。

イ 中間前払金制度は、下請負人や資材会社の資金繰りを円滑にし、地域経済への一定の効果も期待されることから、積極的な活用に努めること。

ウ 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当額は現金払とし、支払いに手形を使用する場合は、手形期間を90日以内のできる限り短い期間にすること。

エ 資材会社及び運送会社等への支払いについても、できるだけ現金で早期に支払うこと。

4 環境政策等の推進

(1) 道産品等の優先的使用

使用資材については「北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等」並びに、「道産品や道産資材、間伐材を使用した木材・木製品」及び「北海道認定リサイクル製品」を優先的に使用するよう、入札等の機会に受注者等に対して周知を図ること。

(2) 建設副産物の適正な処理

公共工事から発生する建設副産物の再利用・適正処理については、「建設副産物適正処理マニュアル」（平成14年5月17日付け水林総第599号に基づき、適正な処理により指導の徹底を図ること。

また、危険な盛土等の発生を防止するため、建設発生土の搬出が予想される場合には、契約書に「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を明記すること。

(3) 労働災害及び工事用車両による事故等の防止

ア 労働災害を未然に防止するため、工事現場における安全管理者の配置等の安全管理体制について、実態の把握に努めること。

イ 労働災害等の防止について、適宜、文書及び口頭での指導を徹底すること。

ウ 安全関係法令等の遵守、現場環境の改善、工事関係者に対する安全教育の徹底等を指導すること。

エ 工事関係車両等による事故の防止に万全を期すよう指導するとともに、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第12条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。

また、工事の施工に当たっては、過積載車両の搬入、搬出などの違法行為が起きないように周知・指導すること。

オ 労働災害が発生した場合は、直ちに工事監督員に通報するとともに関係機関に速やかに報告するよう適切に指導すること。

カ 労働災害事故発生業者への再発防止指導を強化・徹底すること。

(4) 公共工事に係る不正軽油撲滅に対する取組

建設機械等の燃料については、JIS規格に適合した軽油（JIS K2204）を使用するよう指導すること。

また、軽油引取税の燃料油の抜取調査に協力すること。

(5) 電波法の遵守

電波法（昭和25年法律第131号）を遵守し、不法無線局を搭載した車両を使用しないこと及び免許を受けた無線局の運用についても無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）等を守るよう指導すること。

5 余裕期間制度の活用について

(1) フレックス工期制の実施

「フレックス工期制実施要領の制定について」（令和2年(2020年)1月15日付け水林総第1378号）は、受注者が自ら工期を設定することにより、受注者に技能労働者や建設資材等の確保を計画的に準備するなどの時間的余裕を与え、効率的で円滑な施工が可能となるよう定めたものであり、この趣旨を踏まえ適切な運用を行うこと。

(2) 余裕ある工期設定による工事等の実施

「余裕ある工期設定による工事等の実施要領について」（昭和58年8月27日付け管理第843号）は、受注者に時間的な余裕を与え、工事内容の緩急に応じて現場作業の集中を緩和調整するなど、計画的な工事施工に資するものであり、この趣旨を踏まえ適切な運用を行うこと。

6 週休2日の確保について

建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手技術者等の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」を確保していくなど、働き方改革の実現が求められていることから、道においては、現場における「週休2日」の実現に向け、現状の課題や問題点を把握するため「週休2日制を促進する森林土木工事の試行について」（平成30年3月12日付け水林総第1718号）及び「水産土木工事における週休2日モデル（限定タイプ）工事の実施について」（平成30年3月30日付け水振第872号）を定めており、この趣旨を踏まえ適切な運用を行うこと。

7 契約関係書類の押印の廃止について

国の行政分野におけるデジタル化・オンライン化に向けた押印等の見直しの取組を踏まえ、令和3年3月31日付け建管第1809号及び同第1810号において、受注者が提出する書類の一部について、押印を廃止することとしたので、適切な運用を行うこと。

（総務課管理係）

公共工事の執行について対照表（参考）

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>令和5年度の水産林務部における公共工事の執行について</p> <p>公共工事の入札・契約に当たっては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）の内容を踏まえ、公共工事の円滑な施工確保を図って行く必要があることから、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和4年（2022年）12月5日付け総行第331号、国不入企第34号）のほか、次に掲げる事項に十分留意し、適切に対処されるようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 入札・契約の適切な実施</p> <p>(1) 入札・契約に係る情報の公表 （現行どおり）</p> <p>(2) 指名競争入札参加者に係る指名基準の適用 （現行どおり）</p> <p>(3) 共同企業体の取扱い （現行どおり）</p> <p>(4) 入札参加者に対する見積期間の確保 （現行どおり）</p> <p>(5) 工事費の積算等の適正な実施 （現行どおり）</p>	<p>令和4年度の水産林務部における公共工事の執行について</p> <p>公共工事の入札・契約に当たっては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）の内容を踏まえ、公共工事の円滑な施工確保を図って行く必要があることから、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和4年（2022年）1月12日付け建管第1305号）のほか、次に掲げる事項に十分留意し、適切に対処されるよう願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 入札・契約の適切な実施</p> <p>(1) 入札・契約に係る情報の公表 情報の公表については、適正化法の趣旨を踏まえ、「工事等に係る発注見直しに関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2326号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）及び「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）に基づき公表すること。</p> <p>(2) 指名競争入札参加者に係る指名基準の適用 業者の指名に当たっては、「原則等級業者の指名」を基本とし、「指名競争入札参加者指名基準の設定について」（昭和55年2月1日付け局総第36号出納局長通達）に基づき行うものとし、指名が特定の者に偏らないように、常に公正かつ公平を旨とすること。 また、建築工事及び電気工事等の専門工事業者の指名に当たっても同様に扱うこと。</p> <p>(3) 共同企業体の取扱い 工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であり、共同企業体を活用する場合には、「建設工事共同企業体運用基準について」（平成13年3月22日付け建情第2289号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）、「建設工事共同企業体の活用方針について」（平成13年3月22日付け建情第2290号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）及び「水産林務部建設工事共同企業体の運用方針について」（平成13年3月22日付け水林総第3060号水産林務部長通達）に基づき行うこと。</p> <p>(4) 入札参加者に対する見積期間の確保 競争入札に付そうとする場合の見積期間については、「建設工事等における入札事務の取扱いについて」（平成12年6月26日付け建情第540号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）に基づき適正な見積期間を確保すること。</p> <p>(5) 工事費の積算等の適正な実施 工事費等の積算に当たっては、工事の施工条件等を十分に考慮して適切に実施すること。 また、予定価格については、その結果を尊重して適正に決定し、「予定価格の取扱いについて」（平成12年5月1日付け局総第96号出納局長通達）に基づき厳正な管理に努めるとともに、積算書等についても厳格に管理すること。</p>	<p>○変更</p> <p>○変更</p>

公共工事の執行について対照表（参考）

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>(6) 入札時における工事（委託）費内訳書の提出（現行どおり）</p> <p>(7) 暴力団員等による不当介入に対する措置（現行どおり）</p> <p>(8) 社会保険未加入建設業者の排除に係る措置 （受注者に対する下請契約における社会保険未加入建設業者の確認等については、「下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続について」（平成28年2月26日付け建管第2566号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）に基づき、行うとともに、指名停止措置要件に該当する場合は、<u>「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」（平成4年9月11日付け局総第461号出納局長通達）</u>に基づき、水産林務部長に報告すること。</p> <p>2 中小建設業者の受注機会の確保等</p> <p>(1) 中小建設業者の受注機会の確保と早期発注の努力（現行どおり）</p> <p>(2) 技術者の適正な配置 技術者の配置については、「<u>監理技術者制度運用マニュアルについて</u>」（平成16年3月1日付け国総建第315号国土交通省総合政策局建設業課長通達、<u>令和4年12月23日付け国不建第457号最終改正</u>）などにより受注者に対して適切に指導すること。 なお、<u>「施工体制台帳の取扱いについて」（令和5年（2023年）2月24日付け建管第1504号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）</u>に基づき、請負代金が200万円以上の工事及び下請契約を締結する全ての工事については、<u>作成した施工体制台帳の写しを提出するよう指導すること。</u></p>	<p>(6) 入札時における工事（委託）費内訳書の提出 入札時における内訳書の提出については、入札談合やダンピング受注の防止及び積算技術の向上を目的としていくことから、「入札時における工事（委託）費内訳書の提出の取扱いについて」（平成27年3月19日付け建管第2597号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）に基づき適正に行うこと。</p> <p>(7) 暴力団員等による不当介入に対する措置 道発注工事において受注者が暴力団員等による不当介入を受けた場合については、「道発注工事等における暴力団員等による不当介入に対する措置（平成19年8月31日付け建情第614号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）に基づき、発注者に対して、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び支出負担行為担当者等への報告を行うよう指導すること。</p> <p>(8) 社会保険未加入建設業者の排除に係る措置 受注者に対する下請契約における社会保険未加入建設業者の確認等については、「下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続について」（平成28年2月26日付け建管第2566号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）に基づき、行うとともに、指名停止措置要件に該当する場合は、<u>「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」（平成4年9月11日付け局総第461号出納局長通達「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」）</u>に基づき、水産林務部長に報告すること。</p> <p>2 中小建設業者の受注機会の確保等</p> <p>(1) 中小建設業者の受注機会の確保と早期発注の努力 工事の発注に当たっては、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」（平成15年11月25日付け北海道経済・雇用対策推進本部員会議決定）の趣旨を踏まえ、「『中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針』及び『入札契約制度の適正化に係る取組方針』の策定に伴う契約事務の取扱いについて」（平成31年3月27日付け局財指第510号出納局長通達）及び「制限付一般競争入札における適切な地域要件の設定について」（平成23年2月8日付け局総第1262号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）に基づき、地元中小建設業者の受注機会の確保すること。 また、積算業務を効率的に行い、早期発注に努めること。</p> <p>(2) 技術者の適正な配置 技術者の配置については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第315号国土交通省総合政策局建設業課長通達、<u>令和2年9月30日付け国不建第130号最終改正</u>）などにより受注者に対して適切に指導すること。 なお、<u>「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」（平成18年3月9日付け建情第1428号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）</u>に基づき、請負代金が200万円以上の工事及び下請契約を締結する全ての工事については、<u>現場代理人等指定通知書に施工体制台帳等を添付して提出するよう指導すること。</u></p>	<p></p> <p>○文言整理</p> <p>○変更</p> <p>○変更</p> <p>○変更</p>

公共工事の執行について対照表（参考）

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>(3) 技能士の積極的な活用 技能士の活用については、「道発注工事に係る技能士の活用について」（平成2年7月31日付け職能第837号商工労働観光部長、農政部長、土木部長、水産部長、林務部長通達）、「技能士活用状況報告書の提出について」（平成19年4月2日付け水林総第42号水産林務部長通達）及び「水産土木工事共通仕様書1-1-1-5.1」、「森林土木工事共通仕様書1-5.3」に基づき工事目的物の品質の向上を図るため、その一層の活用について受注者に対して指導すること</p> <p>(4) 季節労働者の積極的な雇用 <u>冬期増高経費措置事業の執行に当たっては、季節労働者の雇用の確保が図られるよう受注者に対して周知すること。</u></p> <p>3 建設業の健全な発展</p> <p>(1) 労働者福祉の向上 (現行どおり)</p> <p>ア (現行どおり)</p> <p>イ <u>1週間の法定労働時間は、原則、週40時間労働制が適用されているため、変形労働時間制を活用するなどし、労働時間の短縮が図られるよう努めること。</u></p> <p>ウ <u>時間外労働について、建設業は令和6年4月から、罰則付上限規制が適用され、原則、月45時間・年360時間を超えることができなくなり、臨時的な特別な事情がある場合であっても年720時間・単月100時間未満（休日労働含む）・複数月平均80時間以内（休日労働含む）が限度となることから、長時間労働の是正が図られるよう努めること。</u></p> <p>エ (現行どおり)</p> <p>オ (現行どおり)</p> <p>(2) 前払金等の適正な使用 (現行どおり)</p>	<p>(3) 技能士の積極的な活用 技能士の活用については、「道発注工事に係る技能士の活用について」（平成2年7月31日付け職能第837号商工労働観光部長、農政部長、土木部長、水産部長、林務部長通達）、「技能士活用状況報告書の提出について」（平成19年4月2日付け水林総第42号水産林務部長通達）及び「水産土木工事共通仕様書1-1-1-5.1」、「森林土木工事共通仕様書1-5.2」に基づき工事目的物の品質の向上を図るため、その一層の活用について受注者に対して指導すること</p> <p>(4) 季節労働者の積極的な雇用 <u>季節労働者の雇用については、現地の公共職業安定所（ハローワーク）と密接な連携をとるとともに、冬期増高経費措置事業及び通年雇用化特別対策事業の執行に当たっては、季節労働者の雇用の確保が図られるよう受注者に対して指導すること。</u></p> <p>3 建設業の健全な発展</p> <p>(1) 労働者福祉の向上 労働者の福祉の向上を図るため、次により指導の徹底を図ること。</p> <p>ア 雇用・労働条件等の改善及び各種法定保険（雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入するほか、任意の労災補償制度に加入するとともに、下請負人に対しては、元請負人の責任で各種法定保険等に加入するよう指導すること。 また、一人親方等に対しては、労働者災害補償保険への特別加入制度の周知に努めること。</p> <p>イ <u>建設業についても週40時間労働制が適用されているので、変形労働時間制を活用するなどし、労働時間の短縮が図られるよう努めること。</u></p> <p>ウ <u>時間外労働について、建設業は令和6年3月末までの間、上限規制の適用が猶予されているが、働き方改革関連法が施行され、原則、月45時間・年360時間を上限とし、臨時的な特別な事情がある場合であっても年720時間・単月100時間未満（休日労働含む）・複数月平均80時間以内（休日労働含む）が限度となったことから、長時間労働の是正が図られるよう努めること。</u></p> <p>エ 年10日以上有給休暇が付与される労働者（管理監督者・有期雇用労働者を含む）に対して、使用者には、時季を指定し5日間の休暇を取得させることが義務付けられたことから、季節労働者を雇用した場合も含めて、年次有給休暇の付与（前倒付与を含む。）について適切な執行が図られるよう努めること。</p> <p>オ 建設業退職金共済制度については「建設業退職金共済証紙貼付実績書の提出について」（平成15年3月31日付け水林総第3365号）に基づき下記事項について受注者に対して指導すること。</p> <p>(7) 掛金収納書を提出すること。 (イ) 建設業退職金共済証紙貼付実績書を提出すること。 (ロ) 建設業退職金共済証紙貼付内訳書を作成すること。 (ハ) 未加入の事業主の加入促進を行うこと。 (ニ) 証紙貼付の履行確認を行うこと。 (ホ) 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を掲示すること。</p> <p>(2) 前払金等の適正な使用 中間前払金を含む前払金の用途については、受注者に対し、契約約款に規定する経費以外の支払いに充当しないよう強く指導すること。</p>	<p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p>

公共工事の執行について対照表（参考）

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>(3) 建設業者への円滑な資金供給 (現行どおり)</p> <p>(4) 工事請負代金に係る債権譲渡 (現行どおり)</p> <p>(5) 適正な下請契約の締結等 適正な下請契約の締結等については、次により指導の徹底を図ること。</p> <p>ア 道内雇用の確保及び道内建設業者の技術力の保持育成の観点から、道内の中小企業者を下請負人に選定すること。</p> <p>イ 「建設工事事務取扱様式第15号様式その2（契約書）」により、原則、社会保険等未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）としないこと。</p> <p>ウ 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、契約を締結すること。</p> <p>エ 下請代金の設定にあたっては、書面による見積依頼のほか、建設業法施行令に規定する見積期間の設定、法定福利費など経費が明確に内訳明示された見積書の提出により協議を行うなど、適正な手順を経るほか、下請負人に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請すること。</p> <p>また、受注者においては、契約約款において「建設工事事務取扱標準様式第24号様式（請負代金内訳書）」の提出を義務化しているが、下請契約においても、法定福利費を明示した請負代金内訳書を活用するなど、法定福利費を明示するよう指導すること。</p> <p>オ 一括下請負は、適正化法の適用対象となる公共工事については建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第3項は適用されず、全面的に禁止されていること。</p> <p>カ 共同企業体の下請契約については、共同企業体名で締結するとともに各構成員と下請負人との権利義務関係を明確にすること。</p> <p>キ <u>下請負人に関する事項を記載した施工体制台帳の写しに、当該下請負契約の書面の写しを添付し提出するよう指導すること。</u> <u>また、再下請負業者がいる場合は、再下請負通知書及び再下請負に関する契約の書面の写しを提出するよう指導すること。</u></p> <p>ク 施工体系図を作成し、工事現場等に掲示すること。</p> <p>ケ 資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約については、書面による契約締結及び合理的な代金の設定を行うこと。</p> <p>コ 公共工事設計労務単価を参考として見積り等を行う場合については適正に取り扱うこと。</p>	<p>(3) 建設業者への円滑な資金供給 建設工事前払金等については、「建設工事前払金等の早期支払について」（平成10年10月30日付け局総第566号出納局長通達）に基づき前払金は請求書受理後7日程度、工事完成払代金は請求書受理後14日程度で支払うこと。 また、「中間前金払」や「部分払」制度の周知を徹底し、積極的な活用を図るとともに、その代金についても早期支払に努めること。</p> <p>(4) 工事請負代金に係る債権譲渡 工事請負代金に係る債権譲渡については、債権を流動化することにより、受注者の資金調達の円滑化が図られることから、「工事完成払代金に係る債権譲渡の取扱いについて」（平成18年3月1日付け建情第1383号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）又は「流動資産担保融資保証制度に係る債権譲渡の取扱いについて」（平成20年3月28日付け局総第2477号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）若しくは「工事請負代金債権を活用した融資制度の取扱いについて」（平成20年11月17日付け建情第869号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）に基づき適切に行うこと。</p> <p>(5) 適正な下請契約の締結等 適正な下請契約の締結等については、次により指導の徹底を図ること。</p> <p>ア 道内雇用の確保及び道内建設業者の技術力の保持育成の観点から、道内の中小企業者を下請負人に選定すること。</p> <p>イ 「建設工事事務取扱様式第15号様式その2（契約書）」により、原則、社会保険等未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）としないこと。</p> <p>ウ 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、契約を締結すること。</p> <p>エ 下請代金の設定にあたっては、書面による見積依頼のほか、建設業法施行令に規定する見積期間の設定、法定福利費など経費が明確に内訳明示された見積書の提出により協議を行うなど、適正な手順を経るほか、下請負人に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請すること。</p> <p>また、受注者においては、契約約款において「建設工事事務取扱標準様式第24号様式（請負代金内訳書）」の提出を義務化しているが、下請契約においても、法定福利費を明示した請負代金内訳書を活用するなど、法定福利費を明示するよう指導すること。</p> <p>オ 一括下請負は、適正化法の適用対象となる公共工事については建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第3項は適用されず、全面的に禁止されていること。</p> <p>カ 共同企業体の下請契約については、共同企業体名で締結するとともに各構成員と下請負人との権利義務関係を明確にすること。</p> <p>キ <u>下請負人に関する届出については、一次及び二次以下の下請負人のすべてに対して、施工体制台帳を活用した「下請負人選定通知書」の提出及び下請契約の書面の写しを添付すること。また、下請契約内容に変更があった場合にも必ず提出すること。</u></p> <p>ク 施工体系図を作成し、工事現場等に掲示すること。</p> <p>ケ 資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約については、書面による契約締結及び合理的な代金の設定を行うこと。</p> <p>コ 公共工事設計労務単価を参考として見積り等を行う場合については適正に取り扱うこと。</p> <p>(6) 適正な下請代金の支払等 下請代金の支払等については、次により指導の徹底を図ること。</p> <p>ア 下請負人における資材の購入、労働者の募集など工事の着手に必要な費用を前払金として支払うとともに相応する額を速やかに現金で前払いすること。</p>	<p>適用</p> <p>○変更</p>

公共工事の執行について対照表（参考）

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>(6) 適正な下請代金の支払等 (現行どおり)</p> <p>4 環境政策等の推進</p> <p>(1) 道産品等の優先的使用 使用資材については「北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等」並びに、「道産品や道産資材、間伐材を使用した木材・木製品」及び「北海道認定リサイクル製品」を優先的に使用するよう、入札等の機会に受注者等に対して周知を図ること。</p> <p>(2) 建設副産物の適正な処理 公共工事から発生する建設副産物の再利用・適正処理については、「建設副産物適正処理マニュアル」（平成14年5月17日付け水林総第599号に基づき、適正な処理により指導の徹底を図ること。<u>また、危険な盛土等の発生を防止するため、建設発生土の搬出が予想される場合には、契約書に「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を明記すること。</u></p> <p>(3) 労働災害及び工事用車両による事故等の防止 (現行どおり)</p> <p>(4) 公共工事に係る不正軽油撲滅に対する取組 (現行どおり)</p>	<p>イ 中間前払金制度は、下請負人や資材会社の資金繰りを円滑にし、地域経済への一定の効果も期待されることから、積極的な活用に努めること。</p> <p>ウ 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当額は現金払とし、支払いに手形を使用する場合は、手形期間を90日以内のできる限り短い期間にすること。</p> <p>エ 資材会社及び運送会社等への支払いについても、できるだけ現金で早期に支払うこと。</p> <p>4 環境政策等の推進</p> <p>(1) 道産品等の優先的使用 使用資材については「北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等」並びに、「道産品や道産資材、間伐材を使用した木材・木製品」及び「北海道認定リサイクル製品」を優先的に使用するよう、入札等の機会に受注者等に対して周知を図るとともに、<u>その実態の把握に努めること。</u></p> <p>(2) 建設副産物の適正な処理 公共工事から発生する建設副産物の再利用・適正処理については、「建設副産物適正処理マニュアル」（平成14年5月17日付け水林総第599号に基づき、適正な処理により指導の徹底を図ること。 <u>キ 危険な盛土等の発生を防止するため、建設発生土の搬出が予想される場合には、搬出先を仕様書に明記するなど、適正に管理すること。</u></p> <p>(3) 労働災害及び工事用車両による事故等の防止 ア 労働災害を未然に防止するため、工事現場における安全管理者の配置等の安全管理体制について、実態の把握に努めること。 イ 労働災害等の防止について、適宜、文書及び口頭での指導を徹底すること。 ウ 安全関係法令等の遵守、現場環境の改善、工事関係者に対する安全教育の徹底等を指導すること。 エ 工事関係車両等による事故の防止に万全を期すよう指導するとともに、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第12条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。 また、工事の施工に当たっては、過積載車両の搬入、搬出などの違法行為が起きないように周知・指導すること。 オ 労働災害が発生した場合は、直ちに工事監督員に通報するとともに関係機関に速やかに報告するよう適切に指導すること。 カ 労働災害事故発生業者への再発防止指導を強化・徹底すること。</p> <p>(4) 公共工事に係る不正軽油撲滅に対する取組 建設機械等の燃料については、JIS規格に適合した軽油（JIS K2204）を使用するよう指導すること。 また、軽油引取税に燃料油の抜取調査に協力すること。</p>	<p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p>

公共工事の執行について対照表（参考）

令和5年度版	令和4年度版	
<p>(5) 電波法の遵守 (現行どおり)</p> <p>5 余裕期間制度の活用について</p> <p>(1) フレックス工期制の実施 (現行どおり)</p> <p>(2) 余裕ある工期設定による工事等の実施 (現行どおり)</p> <p>6 週休2日の確保について (現行どおり)</p> <p>7 契約関係書類の押印の廃止について (現行どおり)</p>	<p>(5) 電波法の遵守 電波法（昭和25年法律第131号）を遵守し、不法無線局を搭載した車両を使用しないこと及び免許を受けた無線局の運用についても無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）等を守るよう指導すること</p> <p>5 余裕期間制度の活用について</p> <p>(1) フレックス工期制の実施 「フレックス工期制実施要領の制定について」（令和2年（2020年）1月15日付け水林総第1378号）は、受注者が自ら工期を設定することにより、受注者に技能労働者や建設資材等の確保を計画的に準備するなどの時間的余裕を与え、効率的で円滑な施工が可能となるよう定めたものであり、この趣旨を踏まえ適切な運用を行うこと。</p> <p>(2) 余裕ある工期設定による工事等の実施 「余裕ある工期設定による工事等の実施要領について」（昭和58年8月27日付け管理第843号）は、受注者に時間的な余裕を与え、工事内容の緩急に応じて現場作業の集中を緩和調整するなど、計画的な工事施工に資するものであり、この趣旨を踏まえ適切な運用を行うこと。</p> <p>6 週休2日の確保について 週休2日の確保について 建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手技術者等の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」を確保していくなど、働き方改革の実現が求められていることから、道においては、現場における「週休2日」の実現に向け、現状の課題や問題点を把握するため「週休2日制を促進する森林土木工事の試行について」（平成30年3月12日付け水林総第1718号）及び「水産土木工事における週休2日モデル（限定タイプ）工事の実施について」（平成30年3月30日付け水振第872号）を定めており、この趣旨を踏まえ適切な運用を行うこと。</p> <p>7 契約関係書類の押印の廃止について 国の行政分野におけるデジタル化・オンライン化に向けた押印等の見直しの取組を踏まえ、令和3年3月31日付け建管第1809号及び同第1810号において、受注者が提出する書類の一部について、押印を廃止することとしたので、適切な運用を行うこと。</p>	

総行行第331号
国不入企第34号
令和4年12月5日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局長
（公印省略）

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、令和4年12月2日に成立した令和4年度第2次補正予算も含め、今後の公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、各地方公共団体におかれては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年11月28日閣議決定）や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付け総行行第158号・国不入企第16号）において要請した内容を踏まえ、下記の措置を適切に講じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、要請します。

各都道府県及び各指定都市におかれましては、本要請が庁内の公共工事発注担当部局に対して広く周知徹底され、一部の部局のみならず、庁内の公共工事発注担当部局すべてにおいて本要請に即した措置が適切に講じられるよう改めて

庁内関係部局の連携と情報共有について徹底いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

加えて、「公共工事の入札及び契約の適正化に向けた都道府県公契連との連携体制の強化について」（令和2年12月23日付け総行第317号・国不入企第29号）を踏まえ、都道府県公契連を通じた総務省及び国土交通省による市区町村等への働きかけ等について、引き続き、ご協力をよろしくをお願いします。

記

1. 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表について

公共工事の適正な施工を確保するためには、良好な労働環境の整備等により工事に従事する技能労働者の育成及び確保が図られることが重要であり、そのためには、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることはもとより、建設企業が将来の見通しをもちながら技能労働者等の安定した雇用・就業環境の形成を図ることができるよう、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保を図ることが必要である。

このため、各地方公共団体におかれては、計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靱化対策等の実施のみならず、社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保の観点からも、中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図るとともに、各工事における諸手続にかかる期間等も考慮しつつ、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。

2. 適正な価格による契約について

(1) 適正な予定価格の設定について

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算を行うこと。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害により通常積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を

締結するよう努めること。

また、公共建築工事においては、適正な予定価格の設定等の取組について以下の通知を行っていることから、これらを参考に、実勢を踏まえた適正な積算を通じた予定価格の適正な設定を図ること。

- ・ 「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け総行第12号・国営計第102号・国土入企第24号）
- ・ 「公共建築工事の円滑な施工確保について」（平成28年6月30日付け国土入企第7号）
- ・ 「公共工事の円滑な施工確保に向けた『営繕積算方式』の適切な運用について」（令和3年4月23日付け国不入企第6号）

なお、予定価格を設定する際に適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを厳に行わないこと。

（2）ダンピング対策の強化について

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の問題につながりやすく、公共工事の品質確保に支障をきたすおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものである。

そのため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注を排除すること。低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあつては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。

また、令和4年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が見直されたことを踏まえ、低入札価格調査基準（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格について、必要に応じてその算定方式の改定等により適切に見直すこと。

特に、ダンピング受注による問題が生じていると疑われる場合には、算定方式の見直しについて速やかに検討すること。

（3）施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上について

工事の円滑な施工を確保するためには、工事目的物の仕様のほか、工事の施工条件を設計図書に適切に明示し、関係者間の責任関係が明確化された対等な関係のもとで工事が適正に施工されることが重要である。

このため、工事に必要な施工条件（自然条件を含む。）等を設計図書に適

切に明示すること。あわせて、必要となる経費を適切に計上することにより、明示した施工条件と積算内容との整合を図ること。

(4) 設計変更・契約変更等の適切な実施について

発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、かつ、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

このため、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。

さらに、工事内容の変更が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に行うこと。特に、発注者からの指示等に基づき施工が進められており、設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額や工期の変更が必要と認められる場合にも関わらず、請負代金の変更見込金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、厳に慎むこと。

また、変更手続きを円滑に実施するため、設計変更が可能となる場合やその手続き等について設計変更に関する指針(設計変更ガイドライン)の策定・公表に努めること。策定した指針の内容は、特記仕様書に契約事項として取扱う旨を記載するなどの方法により、指針の適正な履行が図られるよう努めること。

3. 適正な工期設定について

「工期に関する基準」(令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告)等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮し、適正な工期の設定に努めること。

公共工事の円滑かつ適切な執行のためのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくためにも、長時間労働の是正や週休2日の推進は不可欠である。特に、令和6年度より労働基準法(昭和22年法律第49号)の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、発注者として、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提

とした工期を設定すること。また、その際に必要となる労務費や機械経費、共通仮設費、現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

また、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用など、契約上の工夫を行うよう努めること。

なお、工期の設定に当たって考慮した内容については、適切に設計図書に反映し、明示するよう努めること。

4. 急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

- ・ 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- ・ 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
- ・ 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
- ・ 調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。

○最新の公共工事設計労務単価が公表された際の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行うことにより、労務費の最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

○工期の設定に当たっては、資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずること。

○今後契約する工事については、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）を設定するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

5. 施工時期の平準化について

施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事

の品質確保につながるものである。このため、1.でも述べた計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図ること。

その際、「地方公共団体における土木部局以外の部局による平準化の取組及び部局間連携の推進について（通知）」（令和2年9月3日付け総行第226号・国不入企第12号）を踏まえ、財政部局のほか、農林や教育など土木以外の部局を含め、各発注担当部局が緊密に連携して、施工時期の平準化を図るために必要な取組を進めること。

6. 技術者・技能者等の効率的活用について

（1）地域の実情等に応じた適切な規模での発注について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注が行われるよう特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定、後述するJV制度の活用等、必要な対策を機動的に講じること。

（2）技術者の専任等に係る取扱いについて

監理技術者等の専任に係る取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者等の専任を要しない期間の設定等については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和2年9月30日付け国不建第130号）における趣旨や、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監理技術者の専任義務及び主任技術者の配置義務等の工事現場の技術者に関する規制を踏まえ、また「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（平成30年12月3日付け国土建第309号）も参考に、適切に対応すること。

（3）JV制度の活用について

共同企業体（JV）は工事の安定的施工の確保を図る上で有効なものである。一方で過去にその弊害も指摘されていることから、活用に当たっては、共同企業体運用準則（「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日付け建設省中建審発第12号、最終改正令和4年5月20日付け国土交通省中建審第6号）第二）に従った共同企業体運用基準を各団体において策定及び公表した上で、これに基づき活用すること。

また、令和4年5月20日に、大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図る場合に活用する復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興J

V」という。)が共同企業体運用準則に新たに位置づけられているので、大規模災害発生時の技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために必要な場合には、適宜これを活用すること。その際、共同企業体運用準則のほか、「復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」(令和4年7月29日付け国不入企第24号)にて復旧・復興JVの取扱いについて通知しているところであるので、これに基づき適切に運用すること。

7. 入札契約手続の迅速化等について

入札契約手続の迅速化等を通じた着実な事務の執行を図るため、入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化や技術審査・評価業務の効率化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に基づく随意契約(いわゆる不調随契・不落随契)の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

特に災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)を、それ以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

8. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和4年8月26日閣議決定)を踏まえ、地域の建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等の適切な企業評価に努めるなど、引き続き地域の建設業者の受注機会の確保に努めること。

9. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払(中間前金払を含む。以下同じ。)を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急はその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な

実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用に努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

10. 就労環境の改善について

令和4年12月2日に成立した令和4年度第2次補正予算等による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和4年2月18日付け国不入企第35号）を踏まえ、適切な価格での契約に努めるとともに、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行第123号・国土入企第6号）、「公共工事における社会保険等未加入対策について」（平成29年2月28日付け国土入企第26号）及び「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け総行第419号・国不入企第33号）を踏まえ、社会保険等未加入業者の排除や請負代金内訳書における法定福利費の明示の取組等により技能労働者等への適切な水準の賃金や法定福利費の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

11. 地域の建設業団体等との緊密な連携について

地域の建設企業が円滑に施工を行うことができる環境の整備により「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による事業の着実な実施が図られるよう、地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携を図ることにより、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に努めること。

12. 公共工事に関する調査及び設計の円滑な実施について

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査及び設計の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、適切な条件明示と必要な経費の計上、設計変更等の適切な実施、適正な履行期間の設定、実施時期の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。

水 林 総 第 1 5 2 号
令和5年(2023年)4月21日

各(総合)振興局
産業振興部水産課長様
産業振興部林務課長様
森林室森林整備課長様
石狩振興局森林室道民の森課長様

水産林務部総務課長

「令和5年度の水産林務部における公共工事の執行について」に伴う事務取扱い
について

このことについて、次のとおり受注者への指導及び報告事項に関する取扱いを定めた
ので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 施工体制台帳の提出

請負代金額が200万円以上の工事及び200万円未満であっても下請契約を締結する工
事については、「施工体制台帳の取扱いについて」(令和5年(2023年)2月24日付け
建管第1504号)に基づき施工体制台帳の写しを提出するよう指導すること。

なお、下請業者がいる場合は、請負代金額を明示した契約書の書面の写しを添付す
るよう指導を徹底すること。

2 現場代理人等指定通知書の提出

現場代理人、主任技術者、(特例)監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者を設
置する場合は、「現場代理人等指定通知書」(別記第1号様式)を提出するよう指導す
ること。

また、提出した内容に変更があった場合は、「現場代理人等指定通知書」(別記第1
号様式)を準用し提出するよう指導すること。

3 下請負人選定通知書の提出

受注者が工事の一部の施工を下請負に付する場合には、下請負人選定通知書(別
記第2号様式)及び施工体制台帳の写し(再下請負人通知書)を提出するよう指導す
ること。

なお、発注者に対して通知を行う下請負契約の範囲は、建設工事の請負契約における
全ての下請負人(建設行許可を有しない者を含む。)をいい、一次下請だけでなく、二
次下請、三次下請等も対象となるため、必要書類の提出が完全に履行されるよう指導す
ること。

4 環境物品等の調達実績及びリサイクル製品の使用実績の報告

(1) 環境物品等の調達実績の報告については、北海道グリーン購入基本方針に基づく

「令和5年度環境物品等の調達実績（公共工事）」により受注者から提出を求めること。

- (2) 北海道認定リサイクル製品の使用実績に関する報告については、北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和5年度環境物品等の調達実績（北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド）」により受注者から提出を求めること。

5 事故発生 の 報告

- (1) 事故が発生した場合（公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えた場合を含む）には、「事故発生報告書」（「公共工事の発注に係る事故発生の情報処理等について」平成5年3月5日付け管理第1693号の別紙1）を作成し、ファックス等により速やかに水産林務部長（総務課）へ報告すること。
- (2) 上記(1)により報告した事故について、事故のあった月の翌月20日までに「労働災害等の発生について（報告）」（「公共工事の発注に係る事故発生の情報処理について」平成5年3月5日付け管理第1693号の別紙2）に関係書類を添付し、水産林務部長並びに災害発生場所を所管する総合振興局長又は総合振興局長（商工労働観光課）へ提出すること。
- (3) 上記(2)の報告に際しては、「道の発注工事に係る労働災害発生状況の把握について」（平成22年3月11日付け雇労第1471号）の定めにかかわらず、同通達で定める別添様式1「業種別・月別労働災害発生状況」の提出は省略して差し支えない。
- (4) 重大災害の場合は、「重大災害発生状況調査」（前項同通達の別添様式2）に「労働者死傷病報告」（労働安全衛生規則97条第1項の規定による様式第23号又は同条第2項の規定による様式第24号）の写しを添付し、速やかに水産林務部長並びに災害発生場所を所管する総合振興局長又は振興局長（商工労働観光課）へ提出すること。

※重大災害とは、休業1日以上で一時に3人以上が死傷した労働災害

また、労働災害の発生場所が発注機関の属する総合振興局又は振興局の所管地域でない場合、発注機関の属する総合振興局長又は振興局長へも同様に報告すること。

6 建設業（林業）退職金共済証紙貼付実績書の提出

建設業（林業）退職金共済証紙貼付実績書については「建設業退職金共済証紙貼付実績書の提出について」（平成15年3月31日付け水林総第3365号）に基づき、別記第1号様式及び第2号様式により受注者からの提出を受けること。

なお、受注者（下請負人を含む。）に対し、別記第3号様式の作成及び保管を求めること。

7 技能士活用状況の報告

技能士活用状況の報告については、土木工事における技能士活用に係る取組の充実に向け、受注者の技能士活用に対する一層の意識向上を図るため、実績について別紙様式により受注者から提出を求めること。

8 建設リサイクル法に係わる協議

建設リサイクル法の対象となる工事で、再資源化等に要する費用等が発生する工事については、「建設リサイクル法の施行に伴う契約事務について」（平成14年5月29日付

け建情第170号)及び「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)の施行に伴う水産・森林土木工事の取扱いについて」(平成18年3月3日付け水林総第2121号)に基づき、協議を行うよう指導すること。

9 木材及び木材加工資材等の使用状況の報告

木材及び木材加工資材等の使用状況については、別紙様式により受注者から工事完成通知書と同時に監督員に対し提出されるが、この取りまとめ及び報告は、木材使用状況調査要領によること。

10 各部局における諸報告の提出期限

- (1) 令和5年度分を、ア、イ、ウ、エについては令和6年4月15日(月)までに取りまとめ、水産林務部総務課管理係に電子データで報告すること。
- (2) オ、カについては、その都度速やかに管理係へ提出すること。
- (3) キについては、該当月の翌月20日までに管理係へ提出すること。
 - ア 令和5年度環境物品等の調達実績(公共工事)
 - イ 令和5年度環境物品等の調達実績
(北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド)
 - ウ 別記第4号様式 建設業(林業)退職金共済証紙貼付実績書
 - エ 別記様式 技能士活用状況報告書
 - オ 別紙1 事故発生報告書
 - カ 別添様式2 重大災害発生状況調査
 - キ 別紙2 労働災害等の発生について(報告)

11 受注者への指導

受注者に対しては、工事請負契約締結時等において、次に掲げる別添文書を手渡し、工事の適正な施行について指導するとともに協力を依頼すること。

- (1) 別添1 建設工事の適正な施行について
なお、この「別添1」を交付することにより、「建設業退職金共済証紙貼付実績書の提出について」(平成15年3月31日付け水林総第3365号)により定めた、受注者あて文書の交付は省略することができるものとする。
- (2) 別添2 契約関係提出書類一覧表
契約書の提出数量については、適宜必要部数を記入すること。
- (3) 別添3 積算労務単価報告書の提出について
施工体制台帳の提出を求める工事については、「別添3」を交付することにより、積算労務単価報告書の提出を求める。「積算労務単価報告書の提出について」(平成21年7月16日付け事調第414号)

(管理係)

受注者各位

部 局 長 名

建設工事の適正な施行について

道発注の公共工事につきましては、本道における良質な社会資本の整備を着実に進めるとともに、道産資材の優先的な活用等による地場産業の振興や雇用の安定と就労の促進等を目指し、事業の有効かつ適正な執行に努めています。

各受注者の皆様におかれましては、これらの趣旨を十分ご理解の上、次の事項の実施に努められ、工事の適正かつ円滑な施工を確保してください。

また、工事の一部を下請負に付す場合には、下請負人に対しても趣旨の徹底を図ってください。

記

1 技術者等の適正な配置

技術者の設置については、次のことに留意すること。

また、請負契約書第9条により設置する技術者について発注者に対する通知義務があるため、「現場代理人等指定通知書」を必ず提出すること。

(1) 専任の主任技術者等の設置

建設工事で工事一件の請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）においては専任の主任技術者又は監理技術者を設置すること。

(2) 監理技術者の設置

請負代金額のうち、4,500万円以上（建築工事業の場合は7,000万円以上）を下請契約して工事を施工するときは、監理技術者を設置すること。

(3) 監理技術者の選任

監理技術者を設置しなければならない場合は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、かつ監理技術者講習を過去5年以内に受講した者のうちから選任しなければならないので留意すること。

(4) 監理技術者の兼任

受注した工事において監理技術者の兼務が認められている場合は、監理技術者補佐を専任で配置することにより、特例監理技術者として2件まで兼務することができるので、適正な配置に留意すること。

(5) 営業所の専任技術者

営業所の専任技術者として建設業許可に登録されている者は、原則として、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として設置することはできないので留意すること。

(6) 施工体制台帳の作成及び提出

道の発注工事では、請負代金額が200万円以上の工事及び下請契約を締結する全ての工事においては、施工体制台帳の写しを工事監督員へ提出すること。

(7) 現場代理人の兼任

現場代理人を、ほかの工事と兼任させようとする場合には、事前に工事監督員へ届

け出を行うこと。

2 季節労働者の雇用

工事の施工に際しては、季節労働者を積極的に雇用するよう努めること。

3 労働者福祉の向上

労働者福祉の向上を図るため、次のことに留意すること。

(1) 雇用・労働条件の改善

建設労働力の需給動向に十分注意し、必要な建設労働者の確保に万全を期すこと並びに労働時間の短縮、労働災害の防止、賃金の適正な支払い、退職金制度及び各種保険制度への加入など雇用・労働条件の改善に努めること。

(2) 就業規則の作成等

適正な就業規則の作成に努めることとし、一の事業場に常時10人以上の労働者を使用する場合は、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署へ届け出ること。

(3) 雇入通知書の交付

季節労働者等の雇用に際しては、当該労働者に雇入通知書を必ず交付すること。

(4) 労働時間の短縮

1週間の法定労働時間は、原則、週40時間労働制が適用されているため、変形労働時間を活用するなどし、労働時間の短縮を図られるよう努めること。

(5) 長時間労働の是正

時間外労働について、建設業は令和6年4月から、罰則付上限規制が適用され、原則、月45時間・年360時間を超えることができなくなり、臨時的な特別な事情がある場合であっても年720時間・単月100時間未満（休日労働含む）・複数月平均80時間以内（休日労働含む）が限度となることから、長時間労働の是正を図られるよう努めること。

(6) 年次有給休暇の付与

年10日以上有給休暇が付与される労働者（管理監督者・有期雇用労働者を含む）に対して、使用者には、時季を指定し5日間の休暇を取得させることが義務付けられたことから、季節労働者を雇用した場合も含めて、有給休暇の付与（前倒付与を含む。）が図られるよう努めること。

(7) 適正な賃金の支払い

雇用に当たっては、適正な賃金が支払われるよう配慮すること。

(8) 各種保険の加入

受注者は、各種法定保険（雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入及び適正な掛金の納付の履行に努めるとともに、工事の一部を下請に付す場合には、下請負人の各種法定保険への加入状況を確認するとともに、未加入（法律上の加入義務のない者（適用除外）を除く。）の場合は、下請負人（二次以下の下請負人を含む。以下「下請負人等」という。）としないこと。

ただしこれは、法律上加入義務のある各種保険への加入を図るものであり、加入義務のない保険への加入を求めているものではないことから、下請契約の相手方として適用除外となる建設業者の排除や、作業員等について現場入場等を禁止することのないよう留意すること。

また、現場管理費の改定により、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料が反映され、法定外の労災保険の付保が要件化されたことに留意するとともに、一人親方等に対する労働者災

害補償保険への特別加入制度の周知についても配慮すること。

4 建設業（林業）退職金共済制度の活用

建設業退職金共済制度は、建設業の事業主が雇用している建設現場で働く労働者が被共済者となる制度であり、労働者福祉の向上の観点から積極的な活用に向け、次のことに努めること。

- (1) 掛金収納書の提出
当該工事において、下請負人等も含めた労働者に必要な枚数の証紙を購入し、掛金収納書を提出すること。
- (2) 未加入の事業主の加入促進
下請負人の制度加入の有無について確認し、未加入の場合については加入の指導を行うこと。
- (3) 証紙貼付の履行確認
下請負人に対して、必要とする枚数の証紙を払い出すとともに、退職金共済手帳への証紙の貼付を確実に行わせること。
- (4) 建設業退職金共済証紙貼付実績書の提出
工事完成届の提出時に、別記第1号様式及び別記第2号様式「建設業退職金共済証紙貼付実績書」を下請負人等分も併せて提出すること。（林業退職金共済制度に加入している場合は、諸様式の「建設業」を「林業」に訂正して使用してください。）
- (5) 建設業退職金共済証紙貼付内訳書を作成等
受注者、下請負人等は、別記第3号様式「建設業退職金共済証紙貼付内訳書」を作成し、保管しておくこと。
- (6) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識の掲示
工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

5 前払金の適正使用（中間前払金を含む）

前払金の請求及び使用にあたっては、次のことを遵守すること。

- (1) 使途目的に基づいた適切な資金管理
下請負人に対する資材の購入や労働者の募集、その他当該工事の着手に必要な資金についても十分に配慮し、前金払いを受けたときは、使途明細に基づき適切な資金管理を行うこと。

6 工事請負代金に係る債権譲渡

工事請負代金の支払請求権について、「流動資産担保融資保証制度」又は「金融機関等による売掛債権の買取り」を利用しようとする場合又は「下請セーフティネット債務保証事業」若しくは「地域建設業経営強化融資保証制度」を利用する場合において、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

7 適正な下請契約の締結等

- (1) 下請負人の選定
工事の一部を下請負に付す場合には、道内雇用の確保及び道内建設業者の技術力の保持・育成の観点から、道内の中小企業者を下請負人に選定するよう努めること。
また、同一入札参加者を下請負人に選定することは、適正な競争入札を阻害する要

因となるため、真にやむを得ない場合を除き極力避けること。

(2) 下請契約の締結

建設業法の規定を遵守し、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて、適正な工期及び工程の設定を含む契約を締結すること。

また、建設工事事務取扱標準第15号様式その2（契約書）により、原則、社会保険等未加入建設業者を下請負人等としないこと。

なお、下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の提出などを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。

また、見積書は、法定福利費が内訳明示された標準見積書を活用するとともに、双方の協議においては、これを尊重すること。

下請負人に対し技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請するなどの特段の配慮をすること。

(3) 一括下請負の禁止

道発注の公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の適用対象であることから、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第3項は適用されないため、第三者に一括して請け負わせないこと。

(4) 共同企業体の下請契約

ア 共同企業体の下請契約

共同企業体においては、各構成員が連帯して責任を負うことが適当であるため、下請契約についても共同企業体名で締結すること。

イ 権利義務関係の明確化

各構成員と下請負人との権利義務関係を明確にすること。

(5) 施工体制台帳の作成

施工体制台帳の作成を通じて、下請負人の使用状況ほか、外国人技能実習生等の従事状況等の的確な把握に努めること。

再下請業者がいる場合は、下請負人から「再下請負人通知書」を受け取り、契約書面の写しと併せて施工体制台帳に添付すること。

なお、作成した施工体制台帳は、その写し、添付書類及び下請負人選定通知書を発注者へ提出すること。

(6) 施工体系図の作成と工事現場での掲示

工事現場における下請負人（再下請負人を含む。）の施工の分担関係を明示するため、施工体系図を作成し、施工体制台帳の写しに添付して提出するとともに、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

(7) 資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約等

資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約については、建設業法（第19条第1項）で定める下請契約に該当しないため書面による契約を必要としないが、できる限り建設業法に準じた書面契約を締結するとともに、代金の設定に当たっては、工事の施工に関連する交通事故防止の観点から安全性の確保等を考慮した適正なものとなるよう努めること。

なお、契約金額の設定に当たっては、材料費や燃料費等の市場価格を参考に適切な価格設定になるよう十分留意するとともに、交通事故防止等の観点から安全性の確保等を考慮した適正な契約となるように努めること。

また、交通誘導警備業務については、工事の施工管理に密接な関わりがあることから、他の下請負人と同様に施工体制台帳及び施工体系図に記載し、下請負人選定通知書の提出を徹底すること。

(8) 公共工事設計労務単価の取扱い

公共工事設計労務単価を参考として見積り等を行う場合について、当該単価は所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであり、所定時間外の労働に対する割増賃金、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれておらず、別途計上されるものであることから、諸経費分は含まれていないなど公共工事設計労務費単価の主旨を十分理解の上、適正に取り扱うこと。

例えば、交通誘導警備業務について契約を締結する場合には、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社等に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に計上すること。

8 適正な下請代金の支払等

下請代金の支払等に当たっては、次のことに努めること。

(1) 前払金の支払

下請負人における資材の購入、労働者の募集など工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮を行うこと。

特に前払金は現金で支払われることから、下請負人に対して相応する額を速やかに現金で前払いするよう十分配慮すること。

(2) 中間前払金の活用

中間前払金制度は、部分払と比較し事務手続きが簡略化されており、有利子負債の低減による金利負担の軽減など経営体質強化への貢献が期待でき、下請負人や資材業者の資金繰りを円滑にし、地域経済への一定の効果も期待されることから、積極的な活用に努めること。

(3) 下請代金の支払

下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、ファクタリング会社が保証を行う「下請債権保全支援事業」を活用する場合も含め、下請契約における受注者の資金繰等に配慮し、請求書の締切から支払までの期間を短くするなど、早期に支払うこと。

なお、現金払と手形払を併用する場合には、出来る限り支払代金に占める現金比率を高めることに留意すること。

また、支払いに手形を使用する場合には、手形期間を90日以内のできる限り短い期間にするよう努めること。

(4) 資材業者及び運搬業者等への支払

資材の購入代金等の支払いについても、できるだけ現金で早期に支払うこと。

9 技能士の活用

工事目的物の品質の向上を図るため、技能士（職業能力開発促進法に基づく有資格者）の積極的な活用に努め、実績について報告すること。

10 道産資材の優先的使用

使用資材については、「北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等」並びに「道産品や道産資材、間伐材を使用した木材・木製品」及び「北海道認定リサイクル製品」を優先的に使用するよう努めること。

なお、上記に関する使用状況等について報告すること。

11 建設副産物の適正な処理

(1) 建設副産物の処理

工事の施工により生じる建設副産物（コンクリート塊等の建設廃棄物及び再生資源となる建設発生土）については、設計図書に明示された施工条件に基づき適正に処理すること。

(2) 関係法令等の遵守

建設廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付け国管第122号改正）等を遵守し、工事現場の管理を適切に行うこと。

廃棄物処理法の規定の適用については、工事が数次の請負によって行われる場合は、元請業者が事業者として建設廃棄物を適正に処理する責務を負うことに留意すること。

(3) 分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物に関する事務処理

分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用等について、発注者から協議の通知があった場合は、協議書を提出すること。

また、協議内容に変更が生じる場合は、変更協議書により協議を行うこと。

(4) 建設廃棄物処理の委託

建設廃棄物の処理を委託する場合には、適正な契約の締結及び産業廃棄物管理票の交付・回収等によりこれを適正に管理し、この処理が適正に行われたことを確認するとともに、当該管理票の写しを適正に保存すること。

(5) 産業廃棄物収集運搬業者等の選定

委託しようとする産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者について、その種類、処理の方法（再資源化等）、処理の状況及び施設の能力等許可の状況について確認するなど、業者の選定については十分留意すること。

(6) アスベスト（石綿）が含まれている建築物・工作物等の解体・改修等

アスベスト（石綿）が含まれている建築物・工作物等を解体若しくは改修をする場合、大気汚染防止法等に基づく届出等の事務手続きや、労働安全衛生法等に基づく適正な作業環境の確保など、関係法令を遵守し適切な措置を講じること。

また、石綿予防規則等により、アスベスト（石綿）の使用の有無の事前調査が必要な場合は、適正に処理すること。

12 労働災害及び工事用車両による事故等の防止

労働災害及び工事用車両による事故等の防止に向け、次のことに努めること。

(1) 保安教育、保安設備の点検等の徹底

労働災害事故防止については、貴社の労働者はもとより、下請負がある場合はその労働者も含めて保安教育及び工事現場内の保安設備の点検等を行い、工事の施工等に万全を期すよう十分配慮すること。

(2) 適切な建設機械等の保管、運行管理

交通安全管理については、水産・森林土木工事共通仕様書に記載されている指示事項を遵守し、工事関係車両による交通事故の絶無を期するとともに、機械等の保管及び運行管理を適正に行い、運転者に対しては交通法規等の遵守を徹底すること。

(3) 過積載運行の防止

工事において、過積載車両の搬入・搬出などの違反行為が起きないように十分注意すること。

(4) 労働災害等が発生した場合の迅速な対応

万が一、事故が発生した場合には、直ちに工事監督員及び関係機関に通報するとともに、労働災害等の発生について(別記様式1)及び労働者死傷病報告により、速やかに報告すること。

13 公共工事に係る不正軽油撲滅に対する取組

建設機械等の燃料は、JIS規格に適合した軽油(JISK2204)を使用すること。

また、軽油引取税に係る燃料油の抜取調査に協力すること。

14 暴力団員等による不当介入に対する措置

暴力団員等による不当介入を受けた場合については、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び工事監督者への報告を行うこと。

15 電波法の遵守

電波法を遵守し、不法無線局を搭載した車両を使用しないものとし、免許を受けた無線局の運用についても電波法運用規則等を守ること。

(〇〇課〇〇係)

別添 2

受注者各位

部局長名

本日契約される請負工事については、次の書類が必要となりますので、事務処理を適正に行うようにしてください。

1 直ちに提出するもの

提出先	書類名	数量	作成上の注意事項
担当課	契約書	2～4通	<ul style="list-style-type: none"> ・標準様式による。 ・各ページには割印を押す。 ・1通には必要額の収入印紙を貼付し割印を押す。 ・共同企業体の場合には、受注者名は全構成員の連名とする。
	附属協定書 (経常建設共同企業体のみ)	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の日付は、契約書と同一日とする。 ・契約書には綴じ込まない。
	協議書		<ul style="list-style-type: none"> ・標準様式による。 ・再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が発生する工事の場合において提出する。

2 契約後速やかに提出するもの

提出先	書類名	数量	作成上の注意事項
監督員	工事工程表	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・標準様式による。 ・契約締結日から着工までの日付(休日を除く)で作成する。 ・工事工程表及び請負代金内訳書については、契約締結日から14日以内に作成する。
	請負代金内訳書	1通	
	共同企業体編成表(共同企業体のみ)	1通	
	現場代理人等指定通知書	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・別記第1号様式 [添付書類] (1) 施工体制台帳の写し、契約書面の写し (2) 主任技術者、(特例) 監理技術者又は監理技術者補佐の資格を証する書面または写し (3) 現場代理人について、主任技術者等と異なる場合は、現場代理人が所有する資格を証する上記と同様の書面又は写し [その他] 工事監督員に次のいずれかの書類の原本又は写しを提示する。 (1) 健康保険被保険者証 (2) 監理技術者資格者証の裏書 (3) 住民税特別徴収税額通知書

労働保険加入済みであることを証明するも（保険関係成立届け、年度更新申告書等）	1 通	<ul style="list-style-type: none"> 受注形態及び契約金額により、次のとおり提出する。ただし、工事行程表の余白に「労働者災害補償 保険料報告書提出済みの証」（労働基準監督署の印）が押印されている場合は不要とする。 (1) 単体かつ契約金額（税抜）が1億8千万円未満の工事 <ul style="list-style-type: none"> 年度更新申告書、電子証明書等の写しを提出する。ただし、受付印及び領収印の日付は契約日から遡って1年以内のものとする。 (2) 共同企業体（甲型）又は契約金額（税抜）が1億8千万円以上の工事 <ul style="list-style-type: none"> 事業ごとに保険加入が必要となり、労働基準監督署の受付印が押された保険関係成立届の写し（電子申請においては電子証明書）を提出する。 (3) 共同企業体（乙型）の工事 <ul style="list-style-type: none"> 分担工事の工事額により(1)又は(2)の書類を提出する。
積算労務単価報告書	1 通	<ul style="list-style-type: none"> 別記第1号様式による。
法定外の労災保険の証券	1 通	<ul style="list-style-type: none"> 写しを提出する。

3 該当する場合速やかに提出するもの

提出先	書類名	数量	作成上の注意事項
監督員	公共工事前払金保証証書	1 通	<ul style="list-style-type: none"> 振込先の銀行口座は、前払専用の別口座とし、必ず番号を記載する。（共同企業体の場合は企業体の名称を冠した代表者名義の口座とする。） 令和4年10月1日以後、入札公告、指名通知等を行った契約で、保証書を電子化した場合は、左に記載の保証書に代えて、次の書類を提出すること。 電子証書にかかる「認証キー」のお知らせ。 ※中間前金も同様の扱いとする。
	同上（写）	1 通	
	建設業退職金共済掛金収納書	1 通	<ul style="list-style-type: none"> 建設業（林業）退職金共済の取扱金融機関発行のもの 証紙を購入した場合は、その都度、必ず提出する。 工事名を記載し正本を提出する。
	労働災害の発生について（報告）	1 通	<ul style="list-style-type: none"> 別記様式1による 添付書類は、休業4日以上又は休業1日以上で一時に3人以上が死傷したときにすべてを提出する。
	労働者死傷病報告	1 通	<ul style="list-style-type: none"> 上記「労働災害の発生について（報告）」に添付する。 労働基準監督署に提出したもの（受付印が押印されているもの）の写しを提出する。
	現場代理人兼任届	1 通	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保できると認められる次の(1)又は(2)の条件を満たす工事で、現場代理人を兼任させようとする場合に提出する。 (1) 次の条件を全て満たしている工事 <ul style="list-style-type: none"> ア 請負代金額が4,000万円未満の工事であること。

			<p>イ 工事場所が、原則、同一市町村内であること。</p> <p>ウ 公共工事であること。(他発注機関工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めていること。)</p> <p>(2) 密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた2件若しくは3件の工事</p>
	<p>下請負人選定通知書</p> <p>(下請契約を行った場合)</p>	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別記第2号様式〔添付書類〕 (1) 施工体制台帳の写し(再下請負人通知書)、契約書面の写し ・ 下請負に付す場合は、契約約款第6条において、通知が義務づけられているので速やかに提出すること。 ・ 下請内容に変更があった場合は、変更届を提出する。
	変更協議書	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準様式による。 ・ 再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が発生する工事の場合において提出する。

4 工事完成後速やかに提出するもの

提出先	書類名	数量	作成上の注意事項
監督員	工事完成通知書	1通	・ 標準様式による。
	北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和5年度環境物品等の調達実績(公共工事)」	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添の様式による。 ・ この報告は当該工事分を計上する。 ・ 工事完成通知書と同時に提出する。
	北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和5年度環境物品等の調達実績(北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド)」	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添の様式による。 ・ この報告は当該工事分を計上する。 ・ 工事完成通知書と同時に提出する。
	技能士活用状況報告書	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添の様式による。 ・ この報告は当該工事分を計上する。 ・ 工事完成通知書と同時に提出する。
	木材及び木材加工資材等の使用状況報告書	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添の様式による。 ・ この報告は当該工事分を計上する。 ・ 工事完成通知書と同時に提出する。
	建設業退職金共済証紙貼付実績書	該当数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添の別記第1号様式及び別記第2号様式による。 ・ 元請負人が工事完成届の提出時に下請負人分も併せて提出する。

5 作成し、保管しておくもの（提出不要）

提出先	書類名	数量	作成上の注意事項
—	建設業退職金共済証紙貼付内訳書	必要数	<ul style="list-style-type: none"> ・別添の別記第3号様式による。 ・各受注者（下請負人を含む。）において作成及び保管を行うこととする。 ・後日、提示を求めることがあります。

6 Webで回答するもの

提出先	書類名	数量	作成上の注意事項
経済部	冬季増嵩経費措置事業に係る就労状況等の項目一覧	—	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季増嵩経費措置事業に該当する工事の場合に入札公告等に添付された又は工事監督員より協議があった、道庁経済部労働政策局雇用労政課就業担当課長の依頼文に記載の方法により期日までに回答する。

水産林務部総務課ホームページ内

（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/tekiseishikkou.html>）

「水産林務部の工事に携わるみなさまへ！（建設工事の適正な施工について）」に上記の提出書類に係る様式を掲載しておりますのでご利用ください。

（〇〇課〇〇係）

受注者各位

部局長名

積算労務単価報告書の提出について

北海道では、農林水産省及び国土交通省が、毎年、公共工事に従事する労働者の県別賃金を職種ごとに調査（「公共事業労務費調査」）し、その調査結果に基づき決定された「公共工事設計労務単価」を公共工事の積算に用いる労務単価としており、一日8時間当たりの標準的な賃金の額として設定しているものです。

つきましては、入札に当たり積算した建設労働者等の労務単価の状況を把握することにより、雇用・労働条件の改善など労働者福祉の向上を図り、適正な施工体制を確保するため、別添「積算労務単価報告書」の提出を求めることとしましたので、当該報告書を作成し契約締結後速やかに提出してください。

記

1. 提出書類

「積算労務単価報告書」

2. 参考

「〇〇年度公共工事設計労務単価」

※北海道水産林務部総務課ホームページ内 (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/tekiseishikkou.html>)

※公共工事設計労務単価＝①「基本給相当額」＋②「基準内手当」＋③「臨時の給与」＋④「実物給与」

基本給 出来高等	家族手当 通勤手当 住宅手当等	賞与 臨時給等	通勤用定 期等
-------------	-----------------------	------------	------------

注 ①・② 所定労働時間内8時間当たり
③・④ 所定労働日数1日当たり
単価に含まれない賃金、手当、経費については
別記第1号様式の注2を参照ください。

(〇〇課〇〇係)

「令和5年度の水産林務部における公共工事の執行について」に伴う事務取扱いについて(本文)対照表(参考)

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>令和5年度の水産林務部における公共工事の執行に伴う事務の取扱いについて</p> <p>このことについて、次のとおり受注者への指導及び報告事項に関する取扱いを次のとおり定めたので、事務処理を適切に行ってください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施工体制台帳の提出 請負代金額が200万円以上の工事及び200万円未満であっても下請契約を締結する工事については、「<u>施工体制台帳の取扱いについて</u>」(令和5年(2023年)2月24日付け建管第1504号)に基づき<u>施工体制台帳の写しを提出するよう指導すること。</u> なお、<u>下請負業者がいる場合は、請負代金額を明示した契約の書面の写しを添付するよう指導を徹底すること。</u></p> <p>2 現場代理人等指定通知書の提出 <u>現場代理人、主任技術者、(特例)監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者を設置する場合は、「現場代理人等指定通知書」(別記第1号様式)を提出するよう指導すること。</u> また、<u>提出した内容に変更があった場合は、「現場代理人等選定通知書」(別記第1号様式)を準用し提出するよう指導すること。</u></p> <p>3 下請負人の通知 受注者が工事の一部を下請負に付す場合においては、<u>下請負人選定通知書(別記第2号様式)及び施工体制台帳の写し(再下請負人通知書)を提出するよう指導すること。</u> なお、<u>発注者に対して通知を行う下請契約の範囲は、建設工事の請負契約における全ての下請負人(建設許可を有しない者を含む。)をいい、一次下請だけでなく、二次下請、三次下請等も対象となるため、必要書類の提出が完全に履行されるよう指導すること。</u></p> <p>4 環境物品等の調達実績及びリサイクル製品の使用 (1) 環境物品等の調達実績の報告については、北海道グリーン購入基本方針に基づく「<u>令和5年度環境物品等の調達実績(公共工事)</u>」により受注者から提出を求めること。 (2) 北海道認定リサイクル製品の使用実績に関する報告については、北海道グリーン購入基本方針に基づく「<u>令和5年度環境物品等の調達実績(北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド)</u>」により受注者から提出を求めること。</p>	<p>令和4年度の水産林務部における公共工事の執行に伴う事務の取扱いについて</p> <p>このことについて、次のとおり受注者への指導及び報告事項に関する取扱いを次のとおり定めたので、事務処理を適切に行ってください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 現場代理人等指定通知書の提出 請負代金額が200万円以上の工事及び200万円未満であっても下請契約を締結する工事については、「<u>施工体制台帳の活用に関する取扱いについて</u>」(平成18年3月9日付け建情第1428号発注関係3部長通達。以下、「<u>施工体制台帳取扱通知</u>」という。)に基づき<u>受注者が現場代理人、主任技術者、(特例)監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者を定めた場合には、別記第1号様式(施工体制台帳1及び作業員名簿(施工体制台帳4)を添付)を提出するよう指導すること。</u> また、<u>建設工事事務取扱標準様式第15号様式その2(契約書)第9条第2項第3項による常駐義務の緩和に関する取り扱いについては、「現場代理人の兼任に関する取扱いについて」(平成25年3月28日付け建情第1428号)により指導すること。</u></p> <p>2 下請負人選定通知書の提出 受注者が工事の一部を下請負に付す場合には、<u>施工体制台帳取扱通知別記第2号様式、施工体制台帳2、施工体制台帳3、作業員名簿(施工体制台帳4)及び施工体系図(第3号様式)の提出を求めるとともに、二次以下の下請契約についても、請負代金額を明示した請負契約書を添付するよう指導を徹底すること。</u> なお、<u>下請契約の内容については、下請代金支払状況等調(様式2)を参考に、各支出負担行為を担当者において状況を把握しておくこと。</u> また、<u>受注者と工事に携わる全ての下請負人(二次以下を含む。)等との関係を明確にさせるとともに、発注者に対する必要書類等の提出が完全に履行されるよう、受注者を強く指導すること。</u></p> <p>3 環境物品等の調達実績及びリサイクル製品の使用実績の報告 (1) 環境物品等の調達実績の報告については、北海道グリーン購入基本方針に基づく「<u>令和4年度環境物品等の調達実績(公共工事)</u>」により受注者から提出を求めること。 (2) 北海道認定リサイクル製品の使用実績に関する報告については、北海道グリーン購入基本方針に基づく「<u>令和4年度環境物品等の調達実績(北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド)</u>」により受注者から提出を求めること。</p>	<p>○年度更新</p> <p>○項目追加</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○番号変更 ○年度変更</p>

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>4 <u>雇用労働者就労状況の報告</u> (全文削除)</p> <p>5 <u>事故発生</u>の報告 (現行とおり)</p> <p>6 建設業(林業)退職金共済証紙貼付実績書の提出 (現行とおり)</p> <p>7 技能士活用状況の報告 (現行どおり)</p>	<p>4 雇用労働者就労状況の報告 冬期増嵩経費措置事業に係る雇用労働者就労状況の報告については、<u>別に定める方法で回答が行われるよう、経済部労働政策局雇用労政課就業担当課長の依頼文を入札公告等に添付すること。なお、入札公告済みの工事については工事着手時に工事監督員より依頼文を基に説明を行い回答が行われるよう協議簿を取り交わすこと。</u></p> <p>5 <u>事故等</u>の発生状況の報告 (1) 事故が発生した場合(公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えた場合を含む)には、「事故発生報告書」(「公共工事の発注に係る事故発生の情報処理等について」平成5年3月5日付け管理第1693号の別紙1)を作成し、ファックス等により速やかに水産林務部長(総務課)へ報告すること。 (2) 上記(1)により報告した事故について、事故のあった月の翌月20日までに「労働災害等の発生について(報告)」(「公共工事の発注に係る事故発生の情報処理について」平成5年3月5日付け管理第1693号の別紙2)に関係書類を添付し、水産林務部長並びに災害発生場所を所管する総合振興局長又は総合振興局長(商工労働観光課)へ提出すること。 (3) 上記(2)の報告に際しては、「道の発注工事に係る労働災害発生状況の把握について」(平成22年3月11日付け雇労第1471号)の定めにかかわらず、同通達で定める別添様式1「業種別・月別労働災害発生状況」の提出は省略して差し支えない。 (4) 重大災害の場合は、「重大災害発生状況調査」(前項同通達の別添様式2)に「労働者死傷病報告」(労働安全衛生規則97条第1項の規定による様式第23号又は同条第2項の規定による様式第24号)の写しを添付し、速やかに水産林務部長並びに災害発生場所を所管する総合振興局長又は振興局長(商工労働観光課)へ提出すること。 ※重大災害とは、休業1日以上で一時に3人以上が死傷した労働災害 また、労働災害の発生場所が発注機関の属する総合振興局又は振興局の所管地域でない場合、発注機関の属する総合振興局長又は振興局長へも同様に報告すること。</p> <p>6 建設業(林業)退職金共済証紙貼付実績書の提出 建設業(林業)退職金共済証紙貼付実績書については「建設業退職金共済証紙貼付実績書の提出について」(平成15年3月31日付け水林総第3365号)に基づき、別記第1号様式及び第2号様式により受注者からの提出を受けること。 なお、受注者(下請負人を含む。)に対し、別記第3号様式の作成及び保管を求めること。</p> <p>7 技能士活用状況の報告 技能士活用状況の報告については、土木工事における技能士活用に係る取組の充実に向け、受注者の技能士活用に対する一層の意識向上を図るため、実績について別紙様式により受注者から提出を求めること。</p>	<p>○経済部雇用労働課から直接対象者へ依頼を行うため削除。</p> <p>○文言整理</p>

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>8 建設リサイクル法に係わる協議 建設リサイクル法の対象となる工事で、再資源化等に要する費用等が発生する工事については、「建設リサイクル法の施行に伴う契約事務について」（平成14年5月29日付け建情第170号）及び「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の施行に伴う水産・森林土木工事の取扱いについて」（平成18年3月3日付け水林総第2121号）に基づき、協議を行うよう指導すること。</p> <p>9 木材及び木材加工資材等の使用状況の報告（現行どおり）</p> <p>10 各部署における諸報告の提出期限 (1) 令和5年度分を、ア、イ、ウ、エについては令和6年4月15日（月）までに取りまとめ、水産林務部総務課管理係に電子データで報告すること。 (2) オ、カについては、その都度速やかに管理係へ提出すること。 (3) キについては、該当月の翌月20日までに管理係へ提出すること。 ア 令和5年度環境物品等の調達実績（公共工事） イ 令和5年度環境物品等の調達実績（北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド） ウ 別記第4号様式 建設業（林業）退職金共済証紙貼付実績書 エ 別記様式 技能士活用状況報告書 オ 別紙1 事故発生報告書 カ 別添様式2 重大災害発生状況調査 キ 別紙2 労働災害等の発生について（報告）</p> <p>11 受注者への指導（現行どおり） (1) 別添1 建設工事の適正な施行について（現行どおり） (2) 別添2 契約関係提出書類一覧表（現行どおり） (3) 別添3 積算労務単価報告書の提出について（現行どおり）</p>	<p>8 建設リサイクル法に係わる協議 建設リサイクル法の対象となる工事で、再資源化等に要する費用等が発生する工事については、「建設リサイクル法の施行に伴う契約事務について」（平成14年5月29日付け建情第170号）及び「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の施行に伴う水産・森林土木工事の取扱いについて」（平成18年3月3日付け水林総第2121号）に基づき、別記第1号様式、別記第2号様式並びに様式その5に必要書類を添付のうえ協議を行うよう指導すること。</p> <p>9 木材及び木材加工資材等の使用状況の報告 木材及び木材加工資材等の使用状況については、別紙様式により受注者から工事完成通知書と同時に監督員に対し提出されるが、この取りまとめ及び報告は、木材使用状況調査要領によること。</p> <p>10 各部署における諸報告の提出期限 (1) 令和4年度分を、ア、イ、ウ、エについては令和5年4月14日（金）までに取りまとめ、水産林務部総務課管理係に電子データで報告すること。 (2) オ、カについては、その都度速やかに管理係へ提出すること。 (3) キについては、該当月の翌月20日までに管理係へ提出すること。 ア 別紙様式1-2 令和4年度環境物品等の調達実績（公共工事） イ 別紙様式2-2 令和4年度環境物品等の調達実績（北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド） ウ 別記第4号様式 建設業（林業）退職金共済証紙貼付実績書 エ 別記様式 技能士活用状況報告書 オ 別紙1 事故発生報告書 カ 別添様式2 重大災害発生状況調査 キ 別紙2 労働災害等の発生について（報告）</p> <p>11 受注者への指導 受注者に対しては、工事請負契約締結時等において、次に掲げる別添文書を手渡し、工事の適正な施行について指導するとともに協力を依頼すること。 (1) 別添1 建設工事の適正な施行について なお、この「別添1」を交付することにより、「建設業退職金共済証紙貼付実績書の提出について」（平成15年3月31日付け水林総第3365号）により定めた、受注者あて文書の交付は省略することができるものとする。 (2) 別添2 契約関係提出書類一覧表 契約書の提出数量については、適宜必要部数を記入すること。 (3) 別添3 積算労務単価報告書の提出について 施工体制台帳の提出を求める工事については、「別添3」を交付することにより、積算労務単価報告書の提出を求める。「積算労務単価報告書の提出について」（平成21年7月16日付け事調第414号）</p>	<p>○提出日の更新</p> <p>○文言整理</p>

「令和5年度の水産林務部における公共工事の執行について」に伴う事務取扱いについて(別添1)対照表(参考)

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>受注者各位</p> <p style="text-align: center;">部 局 長 名</p> <p style="text-align: center;">建設工事の適正な施行について</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 技術者等の適正な配置 技術者の設置については、次のことに留意すること。 <u>また、請負契約書第9条により設置する技術者について発注者に対する通知義務があるため、「現場代理人等指定通知書」を必ず提出すること。</u></p> <p>(1) 専任の主任技術者等の設置 建設工事で工事一件の請負代金額が<u>4,000万円以上</u>(建築一式工事にあつては<u>8,000万円以上</u>)においては専任の主任技術者又は監理技術者を設置すること。</p> <p>(2) 監理技術者の設置 請負代金額のうち、<u>4,500万円以上</u>(建築工事業の場合は<u>7,000万円以上</u>)を下請契約して工事を施工するときは、監理技術者を設置すること。</p> <p>(3) 監理技術者の選任 (現行どおり)</p> <p>(4) 監理技術者の兼任 (現行どおり)</p> <p>(5) 営業所の専任技術者 (現行どおり)</p> <p>(6) 施工体制台帳の作成及び提出 請負代金額が200万円以上の工事及び下請契約を締結する全ての工事においては、<u>施工体制台帳の写しを工事監督員へ提出すること。</u></p> <p>(7)現場代理人の兼任 <u>現場代理人を、ほかの工事と兼任させようとする場合には、事前に工事監督員へ届け出を行うこと。</u></p>	<p>受注者各位</p> <p style="text-align: center;">部 局 長 名</p> <p style="text-align: center;">建設工事の適正な施行について</p> <p>道発注の公共工事につきましては、本道における良質な社会資本の整備を着実に進めるとともに、道産資材の優先的な活用等による地場産業の振興や雇用の安定と就労の促進等を目指し、事業の有効かつ適正な執行に努めています。 各受注者の皆様におかれましては、これらの趣旨を十分ご理解の上、次の事項の実施に努められ、工事の適正かつ円滑な施工を確保してください。 また、工事の一部を下請負に付す場合には、下請負人に対しても趣旨の徹底を図ってください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 技術者の適正な配置 技術者の設置については、次のことに留意すること。</p> <p>(1) 専任の主任技術者等の設置 建設工事で工事一件の請負代金額が<u>3,500万円</u>(建築一式工事にあつては<u>7,000万円以上</u>)以上においては専任の主任技術者又は監理技術者を設置すること。</p> <p>(2) 監理技術者の設置 請負代金額のうち、<u>4,000万円以上</u>(建築工事業の場合は<u>6,000万円以上</u>)を下請契約して工事を施工するときは、監理技術者を設置すること。</p> <p>(3) 監理技術者の選任 監理技術者を設置しなければならない場合は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、かつ監理技術者講習を過去5年以内に受講した者のうちから選任しなければならないので留意すること。</p> <p>(4) 監理技術者の兼任 受注した工事において監理技術者の兼務が認められている場合は、監理技術者補佐を専任で配置することにより、特例監理技術者として2件まで兼務できるので、適正な配置に留置すること。</p> <p>(5) 営業所の専任技術者 営業所の専任技術者として建設業許可に登録されている者は、原則として、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として設置することはできないので留意すること。</p> <p>(6) 施工体制台帳の作成及び提出 <u>道の発注工事では、請負代金額が200万円以上の工事及び下請契約を締結する全ての工事について提出を求めていることから、現場代理人等指定通知書に施工体制台帳等を添付し、速やかに工事監督員へ提出すること。</u> <u>また、現場代理人を他の工事と兼任させようとする場合には、事前に工事監督員へ届けること。</u></p> <p>2 技能士の活用 工事目的物の品質の向上を図るため、技能士(職業能力開発促進法に基づく有資格者)の積極的な活用に努め、実績について報告書を提出すること。</p>	<p></p> <p>○文言整理</p> <p>○文言追加</p> <p>○変更</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○順番の変更</p>

「令和5年度の水産林務部における公共工事の執行について」に伴う事務取扱いについて(別添1)対照表(参考)

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>2 季節労働者の雇用 工事の施工に際しては、<u>季節労働者を積極的に雇用</u>するよう努めること。</p> <p>3 労働者福祉の向上 労働者福祉の向上を図るため、次のことに留意すること。</p> <p>(1) 雇用・労働条件の改善 建設労働力の需給動向に十分注意し、必要な建設労働者の確保に万全を期すこと並びに労働時間の短縮、労働災害の防止、<u>賃金の適正な支払い</u>、退職金制度及び各種保険制度への加入など雇用・労働条件の改善に努めること。</p> <p>(2) 就業規則の作成等 適正な就業規則の作成に努めることとし、一の事業場に常時10人以上の労働者を使用する場合は、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署へ届け出ること。</p> <p>(3) 雇入通知書の交付 季節労働者等の雇用に際しては、当該労働者に雇入通知書を必ず交付すること。</p> <p>(4) 労働時間の短縮 <u>1週間の法定労働時間は、原則、週40時間労働制が適用されているため、変形労働時間を活用</u>するなどし、労働時間の短縮が図られるよう努めること。</p> <p>(5) 長時間労働の是正 時間外労働について、建設業は令和6年4月から、<u>罰則付上限規制が適用され、原則、月45時間・年360時間を超えることができなくなり、臨時的な特別な事情がある場合であっても年720時間・単月100時間未満(休日労働含む)・複数月平均80時間以内(休日労働含む)が限度となること</u>から、長時間労働の是正が図られるよう努めること。</p> <p>(6) 年次有給休暇の付与 年10日以上¹の年次有給休暇が付与される労働者(管理監督者・有期雇用労働者を含む)に対して、使用者には、<u>時季を指定し5日間の休暇を取得させることが義務付けられたこと</u>から、季節労働者を雇用した場合も含めて、<u>有給休暇</u>の付与(前倒付与を含む。)が図られるよう努めること。</p> <p>(7) 適正な賃金の支払い 雇用に当たっては、<u>適正な賃金が支払われるよう</u>配慮すること。</p> <p>(8) 各種保険の加入 受注者は、各種法定保険(雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険)への加入及び適正な掛金の納付の履行に努めるとともに、工事の一部を下請に付す場合には、下請負人の各種法定保険への加入状況を確認するとともに、未加入(法律上の加入義務のない者(適用除外)を除く。)の場合は、下請負人(二次以下の下請負人を含む。以下「下請負人等」という。)としな²いこと。<u>ただしこれは、法律上加入義務のある各種保険への加入を図るものであり、加入義務のない保険への加入を求めているものではないこと</u>から、下請契約の相手方として適用除外となる建設業者の排除や、作業員等について現場入場等を禁止することのないよう留意すること。</p>	<p>3 季節労働者の雇用 工事の施工に際しては、<u>現地の公共職業安定所(ハローワーク)と密接な連携をとり、季節労働者及び離職者などを積極的に雇用</u>するよう努めること。</p> <p>4 労働者福祉の向上 労働者福祉の向上を図るため、次のことに留意すること。</p> <p>(1) 雇用・労働条件の改善 建設労働力の受給動向に十分注意し、必要な建設労働者の確保に万全を期すこと並びに労働時間の短縮、労働災害の防止、<u>適正な賃金の確保</u>、退職金制度及び各種保険制度への加入など雇用・労働条件の改善に努めること。</p> <p>(2) 就業規則の作成等 適正な就業規則の作成に努めることとし、一の事業場に常時10人以上の労働者を使用する場合は、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署へ届け出ること。</p> <p>(3) 雇入通知書の交付 季節労働者等の雇用に際しては、当該労働者に雇入通知書を必ず交付すること。</p> <p>(4) 労働時間の短縮 <u>建設業についても週40時間労働制が適用されているので、変形労働時間を活用</u>するなどし、労働時間の短縮が図られるよう努めること。</p> <p>(5) 長時間労働の是正 時間外労働について、建設業は令和6年3月末までの間、<u>上限規制の適用が猶予されているが、働き方改革関連法が施行され、原則、月45時間・年360時間を上限とし、臨時的な特別な事情がある場合であっても年720時間・単月100時間未満(休日労働含む)・複数月平均80時間以内(休日労働含む)が限度となったこと</u>から、長時間労働の是正が図られるよう努めること。</p> <p>(6) 年次有給休暇の付与 年10日以上¹の年次有給休暇が付与される労働者(管理監督者・有期雇用労働者を含む)に対して、使用者には、<u>時季を指定し5日間の休暇を取得させることが義務付けられたこと</u>から、季節労働者を雇用した場合も含めて、<u>年次有給休暇</u>の付与(前倒付与を含む。)について<u>適切な執行</u>が図られるよう努めること。</p> <p>(7) 適正な賃金の支払い 雇用に当たっては、<u>適正な賃金が支払われるよう</u>配慮すること。</p> <p>(8) 各種保険の加入 受注者は、各種法定保険(雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険)への加入及び適正な掛金の納付の履行に努めるとともに、工事の一部を下請に付す場合には、下請負人の各種法定保険への加入状況を確認するとともに、未加入(法律上の加入義務のない者(適用除外)を除く。)の場合は、下請負人(二次以下の下請負人を含む。以下「下請負人等」という。)としな²いこと。</p> <p>なお、法律上加入義務のある各種保険への加入を図るものであり、加入義務のない保険への加入を求めているものではないことから、下請契約の相手方として適用除外となる建設業者を排除したり、作業員等について現場入場等を禁止することのないよう留意すること。</p>	<p>○文言整理 ○順番変更</p> <p>○順番変更 ○文言整理</p> <p>○文言整理 ○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理 ○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理 ○文言整理 ○文言整理</p>

「令和5年度の水産林務部における公共工事の執行について」に伴う事務取扱いについて(別添1)対照表(参考)

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>また、現場管理費の改定により、公共工事等に 従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な 金額を担保するための保険契約の保険料が反映 され、法定外の労災保険の付保が要件化されたこと に留意するとともに、一人親方等に対する労働者 災害補償保険への特別加入制度の周知についても 配慮すること。</p> <p><u>4</u> 建設業(林業)退職金共済制度の活用 建設業退職金共済制度は、<u>建設業の事業主が雇用 している建設現場で働く労働者が被共済者となる制 度であり、労働者福祉の向上の観点から積極的な活 用に向け、次のことに努めること。</u></p> <p>(1) 掛金収納書の提出 (現行どおり)</p> <p>(2) 未加入の事業主の加入促進 (現行どおり)</p> <p>(3) 証紙貼付の履行確認 (現行どおり)</p> <p>(4) 建設業退職金共済証紙貼付実績書の提出 (現行どおり)</p> <p>(5) 建設業退職金共済証紙貼付内訳書を作成等 (現行どおり)</p> <p>(6) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」 の標識の掲示 (現行どおり)</p> <p><u>5</u> 前払金の適正使用(中間前払金を含む) (現行どおり)</p> <p>(1) 用途目的に基づいた適切な資金管理 (現行どおり)</p> <p><u>6</u> 工事請負代金に係る債権譲渡 (現行どおり)</p>	<p>また、現場管理費の改定により、公共工事等に 従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な 金額を担保するための保険契約の保険料が反映 され、法定外の労災保険の付保が要件化されたこと に留意するとともに、一人親方等に対する労働者 災害補償保険への特別加入制度の周知についても 配慮すること。</p> <p>5 建設業(林業)退職金共済制度の活用 建設業退職金共済制度は、<u>中小企業退職金共済法 に基づき設けられている制度であり、被共済者は、 建設業を営む事業主に期間を定めて雇用され、かつ 建設業に従事することを常態とするものとされてお り、いわゆる季節労働者等が対象となるので、労働 者福祉の向上の観点から積極的な活用に向け、次の ことに努めること。</u></p> <p>(1) 掛金収納書の提出 当該工事において、下請負人(二次下請以下も 含む)も含めた労働者に必要な枚数の証紙を購入 し、掛金収納書を提出すること。</p> <p>(2) 未加入の事業主の加入促進 下請負人の制度加入の有無について確認し、未 加入の場合については加入の指導を行うこと。</p> <p>(3) 証紙貼付の履行確認 下請負人に対して、必要とする枚数の証紙を払 出すとともに、退職金共済手帳への証紙の貼付 を確実にさせること。</p> <p>(4) 建設業退職金共済証紙貼付実績書の提出 工事完成届の提出時に、別記第1号様式及び別 記第2号様式「建設業退職金共済証紙貼付実績書」 を下請負人(二次以下の下請け人も含む)分も併せ て提出すること。(林業退職金共済制度に加入し ている場合は、諸様式の「建設業」を「林業」に 訂正して使用してください。)</p> <p>(5) 建設業退職金共済証紙貼付内訳書を作成等 受注者、下請負人(二次以下の下請け人も含む) は別記第3号様式「建設業退職金共済証紙貼付内 訳書」を作成し、保管しておくこと。</p> <p>(6) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」 の標識の掲示 工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主 工事現場」の標識を掲示すること。</p> <p>6 前払金の適正使用(中間前払金を含む) 前払金の請求及び使用にあたっては、次のことを 遵守すること。 (1) 用途目的に基づいた適切な資金管理 前払金については、請負契約約款第35条により、 支払いに充当できる経費が定められているので、前 払金の請求に当たっては、下請負人に対する資材の 購入や労働者の募集、その他当該工事の着手に必要 な資金についても十分に配慮し、前金払いを受けた ときは、用途明細に基づき適切な資金管理を行うこ と。</p> <p>7 工事請負代金に係る債権譲渡 工事請負代金の支払請求権について、「流動資産 担保融資保証制度」又は「金融機関等による売掛債 権の買取り」を利用しようとする場合又は「下請セ ーフティネット債務保証事業」若しくは「地域建設 業経営強化融資保証制度」を利用する場合において、 債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認め たときは当該債権譲渡をすることができることとし ているので留意すること。 なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式 により依頼すること。</p>	<p>○ 順番変更 ○ 文言整理</p> <p>○ 順番変更</p> <p>○ 順番変更</p>

「令和5年度の水産林務部における公共工事の執行について」に伴う事務取扱いについて(別添1)対照表(参考)

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>7 適正な下請契約の締結等</p> <p>(1) 下請負人の選定 (現行どおり)</p> <p>(2) 下請契約の締結 建設業法の規定を遵守し、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて、適正な工期及び工程の設定を含む契約を締結すること。 また、原則、社会保険等未加入建設業者を下請負人とししないこと。 なお、下請代金の設定については、<u>施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の提出などを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。</u> また、見積書は、法定福利費が内訳明示された標準見積書を活用するとともに、双方の協議においては、これを尊重すること。 下請負人に対し技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請するなどの特段の配慮をすること。</p> <p>(3) 一括下請負の禁止 道発注の公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の適用対象であることから、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第3項は適用されないため、第三者に一括して請け負わせないこと。</p> <p>(4) 共同企業体の下請契約 (現行どおり)</p> <p>(5) 施工体制台帳の作成 <u>施工体制台帳の作成を通じて、下請負人の使用状況のほか、外国人技能実習生等の従事状況等の的確な把握に努めること。</u> <u>再下請業者がいる場合は、下請負人から「再下請負通知書」を受け取り、契約書面の写しと併せて施工体制台帳に添付すること。</u> <u>なお、作成した施工体制台帳は、その写し、添付書類及び下請負人選定通知書を発注者へ提出すること。</u></p>	<p>8 適正な下請契約の締結等</p> <p>(1) 下請負人の選定 工事の一部を下請負に付す場合には、道内雇用の確保及び道内建設業者の技術力の保持・育成の観点から、道内の中小企業者を下請負人に選定するよう努めること。 また、同一入札参加者を下請負人に選定することは、適正な競争入札を阻害する要因となるため、真にやむを得ない場合を除き極力避けること。</p> <p>(2) 下請契約の締結 建設業法の規定を遵守し、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、<u>適正な工期及び工程の設定を含む契約を締結すること。</u> また、<u>建設工事事務取15号様式その2（契約書）により、原則、社会保険等未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とししないこと。</u> なお、下請代金の設定に当たっては、書面による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出などに基づき双方の協議を行うなど、適正な手順を経るとともに、<u>施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとすること。</u> また、見積書は、法定福利費が内訳明示された標準見積書を活用するとともに、双方の協議においては、これを尊重すること。 下請負人に対し技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請するなどの特段の配慮をすること。</p> <p>(3) 一括下請負の禁止 道発注の公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の適用対象であることから、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第3項は適用されないので、第三者に一括して請け負わせないこと。</p> <p>(4) 共同企業体の下請契約 ア 共同企業体の下請契約 共同企業体においては、各構成員が連帯して責任を負うことが適当であるため、下請契約についても共同企業体名で締結すること。 イ 権利義務関係の明確化 各構成員と下請負人との権利義務関係を明確にすること。</p> <p>(5) 下請負人選定通知書提出の遵守 <u>下請負人を選定した場合は、請負契約書第6条により発注者に対する通知義務があるので、次のことを必ず実施すること。</u> <u>ア 全ての下請負人について提出</u> <u>工事に携わる下請負人を元請負人の責任において明確にし、一次及び二次以下の下請負人の全てについて、施工体制台帳2及び3を添付した「下請負人選定通知書」の提出を徹底すること。</u> <u>イ 下請契約書の提出</u> <u>施工体制台帳2及び3には、下請契約（二次以下の下請契約を含む。）の書面の写しを添付すること。</u> <u>ウ 下請契約内容の変更に伴う提出</u> <u>下請契約内容に変更があった場合にも必ず提出すること。</u> <u>エ 作業員名簿（施工体制台帳4）の作成及び提出</u> <u>施工体制台帳の記載事項に建設工事に従事する者に関する事項が追加されたことから、必ず提出すること。</u></p>	<p>○ 順番変更</p> <p>○ 文言整理</p> <p>○ 文言整理</p> <p>○ 変更</p>

「令和5年度の水産林務部における公共工事の執行について」に伴う事務取扱いについて(別添1)対照表(参考)

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>(6) 施工体系図の作成と工事現場での掲示 工事現場における下請負人(再下請負人を含む。)の施工の分担関係を明示するため、施工体系図を作成し、<u>施工体制台帳の写し</u>に添付して提出するとともに、<u>工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に</u>掲示すること。</p> <p>(7) 資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約等 資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約については、建設業法(第19条第1項)で定める下請契約に該当しないため書面による契約を必要としないが、できる限り建設業法に準じた書面契約を締結するとともに、代金の設定に当たっては、工事の施工に関連する交通事故防止の観点から安全性の確保等を考慮した適正なものとなるよう努めること。 なお、契約金額の設定に当たっては、材料費や燃料費等の市場価格を参考に適切な価格設定になるよう十分留意するとともに、交通事故防止等の観点から安全性の確保等を考慮した適正な契約となるように努めること。 また、交通誘導警備業務については、工事の施工管理に密接な関わりがあることから、他の下請負人と同様に施工体制台帳及び施工体系図に記載すること。</p> <p>(8) 公共工事設計労務単価の取扱い (現行どおり)</p>	<p>(6) 施工体系図の作成と工事現場での掲示 工事現場における下請負人の施工の分担関係を明示するため、施工体系図を作成し、<u>下請負人選定通知書</u>に添付して提出するとともに工事現場の工事関係者や公衆が見やすい場所に掲示すること。 <u>また、元請負人は、施工体制台帳の作成を通じて、技術者の配置状況や下請業者の使用状況のほか、外国人技能実習生等の従事状況など施工体制の的確な把握に努めること。</u></p> <p>(7) 資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約等 資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約については、建設業法(第19条第1項)で定める下請契約に該当しないため書面による契約を必要としないが、できる限り建設業法に準じた書面契約を締結するとともに、代金の設定に当たっては、工事の施工に関連する交通事故防止の観点から安全性の確保等を考慮した適正なものとなるよう努めること。 なお、契約金額の設定に当たっては、材料費や燃料費等の市場価格を参考に適切な価格設定になるよう十分留意するとともに、交通事故防止等の観点から安全性の確保等を考慮した適正な契約となるように努めること。 また、交通誘導警備業務については、工事の施工管理に密接な関わりがあることから、他の下請負人と同様に施工体制台帳及び施工体系図に記載し、<u>下請負人選定通知書の提出を徹底</u>すること。</p> <p>(8) 公共工事設計労務単価の取扱い 公共工事設計労務単価を参考として見積り等を行う場合について、当該単価は所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであり、所定時間外の労働に対する割増賃金、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれておらず、別途計上されるものであることから、諸経費分は含まれていないなど、公共工事設計労務費単価の主旨を十分理解の上、適正に取り扱うこと。 例えば、交通誘導警備業務について契約を締結する場合には、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社等に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に計上すること。</p>	<p>○文言整理 ○変更</p> <p>○変更</p>
<p>8 適正な下請代金の支払等 (現行どおり)</p> <p>(1) 前払金の支払 (現行どおり)</p> <p>(2) 中間前払金の活用 (現行どおり)</p> <p>(3) 下請代金の支払 (現行どおり)</p>	<p>9 適正な下請代金の支払等 下請代金の支払等に当たっては、次のことに努めること。</p> <p>(1) 前払金の支払 下請負人における資材の購入、労働者の募集など工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮を行うこと。 特に前払金は現金で支払われることから、下請負人に対して相応する額を速やかに現金で前払いするよう十分配慮すること。</p> <p>(2) 中間前払金の活用 中間前払金制度は、部分払と比較し事務手続きが簡略化されており、有利子負債の低減による金利負担の軽減など経営体質強化への貢献が期待でき、下請負人や資材業者の資金繰りを円滑にし、地域経済への一定の効果も期待されることから、積極的な活用に努めること。</p> <p>(3) 下請代金の支払 (現行どおり)</p> <p>(4) 資材業者及び運搬業者等への支払 資材の購入代金等の支払いについても、できるだけ現金で早期に支払うこと。</p>	<p>○順番変更</p>

「令和5年度の水産林務部における公共工事の執行について」に伴う事務取扱いについて(別添1)対照表(参考)

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>9 技能士の活用 工事目的物の品質の向上を図るため、技能士（職業能力開発促進法に基づく有資格者）の積極的な活用に努め、実績について報告すること。</p> <p>10 道産資材の優先的使用 使用資材については、「北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等」並びに「道産品や道産資材、間伐材を使用した木材・木製品」及び「北海道認定リサイクル製品」を優先的に使用するよう努めること。 なお、上記に関する使用状況等について報告すること。</p> <p>11 建設副産物の適正な処理 (1) 建設副産物の処理 (現行どおり)</p> <p>(2) 関係法令等の遵守 建設廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付け国管第122号改正）等を遵守し、工事現場の管理を適正に行うこと。 廃棄物処理法の規定の適用については、工事が数次の請負によって行われる場合は、元請業者が事業者として建設廃棄物を適正に処理する責務を負うことに留意すること。</p> <p>(3) 分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物に関する事務処理 分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用等について、発注者から協議の通知があった場合は、協議書を提出すること。 また、協議内容に変更が生じる場合は、変更協議書により協議を行うこと。</p> <p>(4) 建設廃棄物処理の委託 (現行どおり)</p>	<p>10 道産資材の優先的使用 使用資材については、「北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等」並びに「道産品や道産資材、間伐材を使用した木材・木製品」及び「北海道認定リサイクル製品」を優先的に使用するよう努めること。 なお、上記に関する使用状況等について<u>工事監督員に報告すること。</u></p> <p>11 建設副産物の適正な処理 (1) 建設副産物の処理 工事の施工により生じる建設副産物（コンクリート塊等の建設廃棄物及び再生資源となる建設発生土）については、設計図書に明示された施工条件に基づき適正に処理すること。特に、建設発生土の搬出が予想される場合については、危険な盛土等の発生を防止するため、処理を適正に行うこと。</p> <p>(2) 関係法令等の遵守 建設廃棄物の処理に当たっては、<u>廃棄物処理法、建設リサイクル法に基づき、建設副産物適正処理推進要綱等を遵守し、工事現場の管理を適正に行うこと。</u>廃棄物処理法の規定の適用については、工事が数次の請負によって行われる場合は、元請業者が事業者として建設廃棄物を適正に処理する責務を負うことに留意すること。 また、<u>建設リサイクル法の対象建設工事における特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、又は、特定建設資材を使用する新築工事等については、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うとともに、同法に規定される分別解体等の計画の作成、下請契約を含む請負契約書面への解体工事に要する費用等の記載、届出等事項の下請負人への告知、再資源化等の完了報告、解体工事業の登録等の諸手続について遵守すること。</u></p> <p>(3) 分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物に関する事務処理 分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物の再資源化等については、次のことに努めること。 <u>ア 協議書の提出</u> 落札後、発注者から再資源化等に要する費用等についての協議の通知があった場合には、協議書を提出すること。 <u>イ 設計変更について</u> 建設リサイクル法対象工事の設計変更について通知があった場合及び受注者の都合により協議内容に変更が生じる場合には、変更協議書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(4) 建設廃棄物処理の委託 建設廃棄物の処理を委託する場合には、適正な契約の締結及び産業廃棄物管理票の交付・回収等によりこれを適正に管理し、この処理が適正に行われたことを確認するとともに、当該管理票の写しを適正に保存すること。</p>	<p>○順番変更</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理 ○変更</p> <p>○文言整理 ○変更</p>

令和5年度版	令和4年度版	適用
<p>(5) 産業廃棄物収集運搬業者等の選定 (現行どおり)</p> <p>(6) アスベスト(石綿)が含まれている建築物・工作物等の解体・改修等 アスベスト(石綿)が含まれている建築物・工作物等を解体若しくは改修をする場合、大気汚染防止法等に基づく届出等の事務手続きや、労働安全衛生法等に基づく適正な作業環境の確保など、関係法令を遵守し適切な措置を講じること。 また、石綿予防規則等により、アスベスト(石綿)の使用の有無の事前調査が必要な場合は、適正に処理すること。</p> <p>12 労働災害及び工事用車両による事故等の防止 (現行どおり)</p> <p>(1) 保安教育、保安設備の点検等の徹底 (現行どおり)</p> <p>(2) 適切な建設機械等の保管、運行管理 (現行どおり)</p> <p>(3) 過積載運行の防止 (現行どおり)</p> <p>(4) 労働災害等が発生した場合の迅速な対応 万が一、事故が発生した場合には、直ちに工事監督員及び関係機関に通報するとともに、労働災害等の発生について(別記様式1)及び労働者死傷病報告により、速やかに報告すること。</p> <p>13 公共工事に係る不正軽油撲滅に対する取組 (現行どおり)</p> <p>14 暴力団員等による不当介入に対する措置 (現行どおり)</p> <p>15 電波法の遵守 (現行どおり)</p> <p>(〇〇課〇〇係)</p>	<p>(5) 産業廃棄物収集運搬業者等の選定 委託しようとする産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者について、その種類、処理の方法(再資源化等)、処理の状況及び施設の能力等許可の状況について確認するなど、業者の選定については十分留意すること。</p> <p>(6) アスベスト(石綿)が含まれている建築物の改修等 アスベスト(石綿)が含まれている建築物を改修若しくは解体をする場合、大気汚染防止法等に基づく届出等の事務手続きや、労働安全衛生法等に基づく適正な作業環境の確保など、関係法令を遵守し適切な措置を講じること。</p> <p>12 労働災害及び工事用車両による事故等の防止 労働災害及び工事用車両による事故等の防止に向け、次のことに努めること。</p> <p>(1) 保安教育、保安設備の点検等の徹底 労働災害事故防止については、貴社の労働者のもとより、下請負がある場合はその労働者も含めて保安教育及び工事現場内の保安設備の点検等を行い、工事の施工等に万全を期すよう十分配慮すること。</p> <p>(2) 適切な建設機械等の保管、運行管理 交通安全管理については、水産・森林土木工事共通仕様書に記載されている指示事項を遵守し、工事関係車両による交通事故の絶無を期するとともに、機械等の保管及び運行管理を適正に行い、運転者に対しては交通法規等の遵守を徹底すること。</p> <p>(3) 過積載運行の防止 工事において、過積載車両の搬入・搬出などの違反行為が起きないように十分注意すること。</p> <p>(4) 労働災害等が発生した場合の迅速な対応 万が一、事故が発生した場合には、直ちに工事監督員及び関係機関に通報するとともに、労働災害等の発生について(別記様式1)及び労働者死傷病報告により、速やかに報告すること。</p> <p>13 公共工事に係る不正軽油撲滅に対する取組 建設機械等の燃料は、JIS規格に適合した軽油(JIS K 2204)を使用すること。 また、軽油引取税に係る燃料油の抜取調査に協力すること。</p> <p>14 暴力団員等による不当介入に対する措置 暴力団員等による不当介入を受けた場合については、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び工事監督者への報告を行うこと。</p> <p>15 電波法の遵守 電波法を遵守し、不法無線局を搭載した車両を使用しないものとし、免許を受けた無線局の運用についても電波法運用規則等を守ることを。</p> <p>(〇〇課〇〇係)</p>	<p>〇文言整理 〇変更</p>

別添 2

受注者各位

部局長名

本日契約される請負工事については、次の書類が必要となりますので、事務処理を適正に行うようにしてください。

1 直ちに提出するもの

提出先	書類名	数量	作成上の注意事項
担当課	契約書	2～4通	<ul style="list-style-type: none"> 標準様式による。 各ページには割印を押す。 1通には必要額の収入印紙を貼付し割印を押す。 共同企業体の場合には、受注者名は全構成員の連名とする。
	附属協定書 (経常建設共同企業体のみ)	1通	<ul style="list-style-type: none"> 協定の日付は、契約書と同一日とする。 契約書には綴じ込まない。
	協議書		<ul style="list-style-type: none"> 標準様式による。 再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が発生する工事の場合において提出する。

2 契約後速やかに提出するもの

提出先	書類名	数量	作成上の注意事項
監督員	工事工程表	1通	<ul style="list-style-type: none"> 標準様式による。 契約締結日から着工までの日付(休日を除く)で作成する。 工事工程表及び請負代金内訳書については、契約締結日から14日以内に作成する。
	請負代金内訳書	1通	
	共同企業体編成表(共同企業体のみ)	1通	
	現場代理人等指定通知書	1通	<ul style="list-style-type: none"> 別記第1号様式 [添付書類] (1) <u>施工体制台帳の写し、契約書面の写し</u> (2) <u>主任技術者、(特例) 監理技術者又は監理技術者補佐の資格を証する書面または写し</u> (3) <u>現場代理人について、主任技術者等と異なる場合は、現場代理人が所有する資格を証する上記と同様の書面又は写し</u> [その他] 工事監督員に次のいずれかの書類の原本又は写しを提示する。 (1) 健康保険被保険者証 (2) 監理技術者資格者証の裏書 (3) 住民税特別徴収税額通知書

労働保険加入 済みであることを証明する も（保険関係 成立届け、年 度更新申告書 等）	1 通	<ul style="list-style-type: none"> 受注形態及び契約金額により、次のとおり提出する。 ただし、工事行程表の余白に「労働者災害補償 保険 料報告書提出済みの証」（労働基準監督署の印）が押 印されている場合は不要とする。 (1) 単体かつ契約金額（税抜）が1億8千万円未満の 工事 <ul style="list-style-type: none"> 年度更新申告書、電子証明書等の写しを提出する。 ただし、受付印及び領収印の日付は契約日から 遡って1年以内のものとする。 (2) 共同企業体（甲型）又は契約金額（税抜）が1億8千万 円以上の工事 <ul style="list-style-type: none"> 事業ごとに保険加入が必要となり、労働基準監督 署の受付印が押された保険関係成立届の写し（電 子申請においては電子証明書）を提出する。 (3) 共同企業体（乙型）の工事 <ul style="list-style-type: none"> 分担工事の工事額により(1)又は(2)の書類を提出 する。
積算労務単価 報告書	1 通	・別記第1号様式による。
法定外の労災 保険の証券	1 通	・写しを提出する。

3 該当する場合速やかに提出するもの

提出先	書類名	数量	作成上の注意事項
監督員	公共工事前払 金保証証書	1 通	<ul style="list-style-type: none"> 振込先の銀行口座は、前払専用の別口座とし、必ず番 号を記載する。（共同企業体の場合は企業体の名称を 冠した代表者名義の口座とする。） 令和4年10月1日以後、入札公告、指名通知等を行っ た契約で、保証書を電子化した場合は、左に記載の保 証書に代えて、次の書類を提出すること。 電子証書にかかる「認証キー」のお知らせ ※中間前金も同様の扱いとする。
	同上（写）	1 通	
	建設業退職金 共済掛金収納 書	1 通	<ul style="list-style-type: none"> 建設業（林業）退職金共済の取扱金融機関発行のもの 証紙を購入した場合は、その都度、必ず提出する。 工事名を記載し正本を提出する。
	労働災害の発 生について （報告）	1 通	<ul style="list-style-type: none"> 別記様式1による 添付書類は、休業4日以上又は休業1日以上で一時に 3人以上が死傷したときにすべてを提出する。
	労働者死傷病 報告	1 通	<ul style="list-style-type: none"> 上記「労働災害の発生について（報告）」に添付する。 労働基準監督署に提出したもの（受付印が押印されて いるもの）の写しを提出する。
	現場代理人 兼任届	1 通	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、 発注者との連絡体制が確保できると認められる次の (1)又は(2)の条件を満たす工事で、現場代理人を兼任 させようとする場合に提出する。 (1) 次の条件を全て満たしている工事 <ul style="list-style-type: none"> ア 請負代金額が4,000万円未満の工事であること。

			<p>イ 工事場所が、原則、同一市町村内であること。</p> <p>ウ 公共工事であること。(他発注機関工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めていること。)</p> <p>(2) 密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた2件若しくは3件の工事</p>
	<p>下請負人選定通知書</p> <p>(下請契約を行った場合)</p>	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・別記第2号様式〔添付書類〕 ・(1) <u>施工体制台帳の写し(再下請負人通知書)、契約書面の写し</u> ・下請負に付す場合は、契約約款第6条において、通知が義務づけられているので速やかに提出すること。 ・下請内容に変更があった場合は、変更届を提出する。
	変更協議書	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・標準様式による。 ・再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が発生する工事の場合において提出する。

4 工事完成後速やかに提出するもの

提出先	書類名	数量	作成上の注意事項
監督員	工事完成通知書	1通	・標準様式による。
	北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和5年度環境物品等の調達実績(公共工事)」	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・別添の様式による。 ・この報告は当該工事分を計上する。 ・工事完成通知書と同時に提出する。
	北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和5年度環境物品等の調達実績(北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド)」	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・別添の様式による。 ・この報告は当該工事分を計上する。 ・工事完成通知書と同時に提出する。
	技能士活用状況報告書	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・別添の様式による。 ・この報告は当該工事分を計上する。 ・工事完成通知書と同時に提出する。
	木材及び木材加工資材等の使用状況報告書	1通	<ul style="list-style-type: none"> ・別添の様式による。 ・この報告は当該工事分を計上する。 ・工事完成通知書と同時に提出する。
	建設業退職金共済証紙貼付実績書	該当数	<ul style="list-style-type: none"> ・別添の別記第1号様式及び別記第2号様式による。 ・元請負人が工事完成届の提出時に下請負人分も併せて提出する。

5 作成し、保管しておくもの（提出不要）

提出先	書類名	数量	作成上の注意事項
—	建設業退職金共済証紙貼付内訳書	必要数	<ul style="list-style-type: none"> ・別添の別記第3号様式による。 ・各受注者（下請負人を含む。）において作成及び保管を行うこととする。 ・後日、提示を求めることがあります。

6 Webで回答するもの

提出先	書類名	数量	作成上の注意事項
経済部	冬季増嵩経費措置事業に係る就労状況等の項目一覧	—	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季増嵩経費措置事業に該当する工事の場合に入札公告等に添付された又は工事監督員より協議があった、道庁経済部労働政策局雇用労政課就業担当課長の依頼文に記載の方法により期日までに回答する。

水産林務部総務課ホームページ内

（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/tekiseishikkou.html>）

「水産林務部の工事に携わるみなさまへ！（建設工事の適正な施工について）」に上記の提出書類に係る様式を掲載しておりますのでご利用ください。

（〇〇課〇〇係）

受注者各位

部局長名

積算労務単価報告書の提出について

北海道では、農林水産省及び国土交通省が、毎年、公共工事に従事する労働者の県別賃金を職種ごとに調査（「公共事業労務費調査」）し、その調査結果に基づき決定された「公共工事設計労務単価」を公共工事の積算に用いる労務単価としており、一日8時間当たりの標準的な賃金の額として設定しているものです。

つきましては、入札に当たり積算した建設労働者等の労務単価の状況を把握することにより、雇用・労働条件の改善など労働者福祉の向上を図り、適正な施工体制を確保するため、別添「積算労務単価報告書」の提出を求めるといたしましたので、当該報告書を作成し契約締結後速やかに提出してください。

記

1. 提出書類

「積算労務単価報告書」

2. 参考

「〇〇年度公共工事設計労務単価」

※北海道水産林務部総務課ホームページ内 (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/tekiseishikkou.html>)

※公共工事設計労務単価＝①「基本給相当額」＋②「基準内手当」＋③「臨時の給与」＋④「実物給与」

基本給 出来高等	家族手当 通勤手当 住宅手当等	賞与 臨時給等	通勤用定 期等
-------------	-----------------------	------------	------------

注 ①・② 所定労働時間内8時間当たり
③・④ 所定労働日数1日当たり
単価に含まれない賃金、手当、経費については
別記第1号様式の注2を参照ください。

(〇〇課〇〇係)

報告様式等変更箇所一覧

○様式集（受注者用）

様式名	変更箇所		
	令和5年度版	令和4年度版	適用
工事工程表 請負代金内訳書 工事完成通知書	変更なし		令和3年3月31日 局財指第592号 一部改正
現場代理人等指定通知書 下請負人選定通知書 積算労務単価報告書	変更なし 建設部様式に変更		
施工体制台帳【参考様式】 施工体系図【参考様式】 作業員名簿【参考様式】 再下請負人通知書【参考様式】	参考様式	施工体制台帳 1 施工体制台帳 2 施工体制台帳 3 施工体制台帳 4 施工体系図	令和5年2月24日 建管第1504号
現場代理人の兼任届	変更なし (対象となる工事の変更)		令和5年2月27日 建管第1542号 一部改正
労働災害等の発生について (報告)	変更なし		
北海道グリーン購入基本方針に 基づく「令和5年度環境物品等 の調達実績(公共工事)」	年度更新		令和5年3月28日 循環第2372号
北海道グリーン購入基本方針に 基づく「令和5年度環境物品等 の調達実績(北海道認定リサイ クル製品及び北海道リサイクル ブランド)」	年度更新		
建設業退職金共済証紙貼付実績 書	変更なし		令和3年3月30日 建管第1762号
協議書(再資源化) 変更協議書(再資源化)	変更なし		令和3年3月31日 建管第1810号 一部改正